

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

項目	担当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害未然防止対策	本部班、巡回広報班、 土木班、各総合支所総 括・総務班、各総合支 所産業土木班	発災前				
第2項 気象警報等	本部班	発災前				
第3項 洪水予報・水防警報等	本部班	発災前				
第4項 警報等の伝達系統	本部班、土木班	発災前				
第5項 異常現象発見時にお ける措置	全対策班	発災前				
第6項 事前の避難誘導の実施	避難収容班、福祉こど も・救護班、消防団	発災前				

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆避難所開設・運営マニュアル
- ◆資料編
 - ・資料 1-2 重要水防区域
 - ・資料 1-3 防災重点ため池・農業用ため池
 - ・資料 1-4 急傾斜地崩壊危険箇所
 - ・資料 1-5 土石流危険渓流
 - ・資料 1-6 地すべり危険箇所
 - ・資料 1-7 山地災害危険地区
 - ・資料 2-15 宮崎地方气象台が発表する主な特別警報・警報・注意報の種類及び基準
 - ・資料 2-16 気象・火災の情報

第1項 災害未然防止対策

1 情報収集活動の実施

(1) 情報収集の実施者

「情報連絡本部」は、気象警報等の災害に係る各種情報の収集を行う。

(2) 収集する情報の内容

収集する情報の内容は、次に示す事項とする。

- ① 気象情報、降雨状況、河川水位の状況、地面現象の変化
- ② 防災関係機関の配備状況
- ③ 災害危険箇所の状況

(3) 関係機関との連絡

情報連絡本部員は、県地方支部及び警察、その他の防災関係機関と、電話、ファクシミリ、無線等の通信設備を用いて情報の相互連絡を図る。

2 道路等における事前対策の実施

「土木班」(維持管理課、道路公園課)、「畑かん班」(農産園芸課)、「各総合支所産業土木班」(産業建設課)は、所管する道路、水路、ダム等について、現地のパトロールを実施し、災害が発生した場合の危険を回避するため、必要に応じて事前規制や防護設備の設置等の措置を講じる。

この場合、市のみでの実施が困難な場合は、建設業協会等の協力を得て実施する。

3 河川における事前対策の実施

(1) 水門操作員の配備

「土木班」(維持管理課)は、水門の操作について、河川の水位が上昇し、排水路への外水(河川水)の逆流のおそれがあるときは、あらかじめ委託している水門操作員に対して、担当する水門への配置とともに監視及び操作を要請する。

(2) 浸水想定区域の巡視活動

洪水による浸水が予測される区域、または内水による浸水の実績がある区域について、現地情報の収集活動と避難に関する情報の広報活動とを任務とする「巡回広報班」(契約課)より担当職員を配置し、降雨量や河川水位の動向にあわせた現地での監視活動を開始し、状況の把握に努める。

(3) 重要水防区域の巡視活動

水防管理者である市長は、警戒の対象となっている河川の水位が「水防団待機水位」を超え、さらに急激に上昇する見込みのあるとき、または「氾濫注意水位」に達したときは、水防団（消防団）に対して重要水防区域の巡視を要請する。

4 警報等の周知

「本部班」（総務部危機管理課）及び「秘書広報班」（秘書広報課）は、災害時における住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため、災害の発生しやすい地域に関する、国、県等の関係機関から発表される警報等について、防災行政無線や地域で整備している有線放送、ホームページ等を利用して、速やかに警戒を強める旨の広報を行い周知を図る。

5 自主避難の誘導

市長は、災害が発生するおそれがあると判断したときは、災害危険箇所に係る住民に対して、高齢者等避難とは別に、「巡回広報班」（技術検査室）により広報車等を用いて早めの自主避難を促す。

第2項 気象警報等

1 気象警報等の種類

本市に関係のある気象警報等は次のとおりである。

《 気象警報等の種類と概要 》

種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
暴風警報	暴風により重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表される。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量 120mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上

種類	概要
	の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（南部山沿い）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部山沿い）で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

《 特別警報の種類と概要 》

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

《 キキクル等の種類と概要 》

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

種 類	概 要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

2 気象警報の発表

大雨や強風等の気象現象によって、災害の発生するおそれがあると予想されるときに、宮崎地方気象台が発表する気象警報等の細分区域は次のとおりである。

《 宮崎県の細分区域図 》

一次細分区域	南部山沿い
市町村等をまとめた地域	都城地区
二次細分区域	都城市



第3項 洪水予報・水防警報等

1 水防活動用の予報及び警報

(1) 国土交通大臣による水防警報（水防法第16条の1）

河川名	発信元	受報部署
大淀川（上流）	国土交通省 宮崎河川国道事務所長	本部班
庄内川		
沖水川		

(2) 知事による水防警報（水防法第16条の1）

水系名	河川名	発信元	受報部署
大淀川	萩原川	都城土木事務所長	本部班
	沖水川		
	丸谷川		
	東岳川		
	高崎川		

2 宮崎地方气象台・九州地方整備局が共同で発表する洪水予報（水防法第10条第2項）

- ① 予報実施区域：大淀川上流（都城市 53k700m～78k950m）
- ② 予報基準点：岳下観測所（都城市都島町）
樋渡観測所（都城市高崎町）

《 洪水予報の種類と発表基準 》

名 称	発表基準	発信元 (経由)	受報 部署
氾濫注意情報 (洪水注意報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	国土交通省 宮崎河川 国道事務所 及び 宮崎地方 气象台 (都城土木 事務所)	本部 班
氾濫警戒情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・ 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 		
氾濫危険情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 		
氾濫発生情報 (洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 		
氾濫注意情報 (警戒情報 解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。） 		
氾濫注意情報 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 		

上記の詳細については、「都城市水防計画」を参照する。

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報は、土砂災害に対する警戒を呼びかける文章と地域が判別できる地図からなり、気象台から報道機関等を通じて地区住民に周知される。また、県から市町村や消防機関等にファクシミリで伝達される。

《 土砂災害警戒情報 》

発表の対象とする災害	発信元（経由）	受報部署
降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象 (技術的に予測が困難な斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、対象としない。)	宮崎地方気象台 及び 県砂防課 (都城土木事務所)	本部班

(2) 土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞に起因する土石流等の特に高度な技術を要する土砂災害について、県はその他の土砂災害について、深層崩壊等大規模な土砂災害が緊迫している状況において、被害の想定される区域・時期に関する情報を市町村に提供する。

市は、国や県から土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、住民への避難情報発令の判断に利用する。

4 火災気象通報

火災気象通報とは、宮崎地方気象台が消防法に基づいて火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報し、この通報を受けた知事は、直ちにこれを市長に通報するものである。

《 火災気象通報の基準 》

宮崎地方気象台が定める「乾燥注意報(①)」及び陸上を対象とした「強風注意報(②)」の基準と同一とする。なお、降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする。

①乾燥注意報：実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下となる見込みのとき

②強風注意報：平均風速で10m/s以上の風が吹く見込みのとき

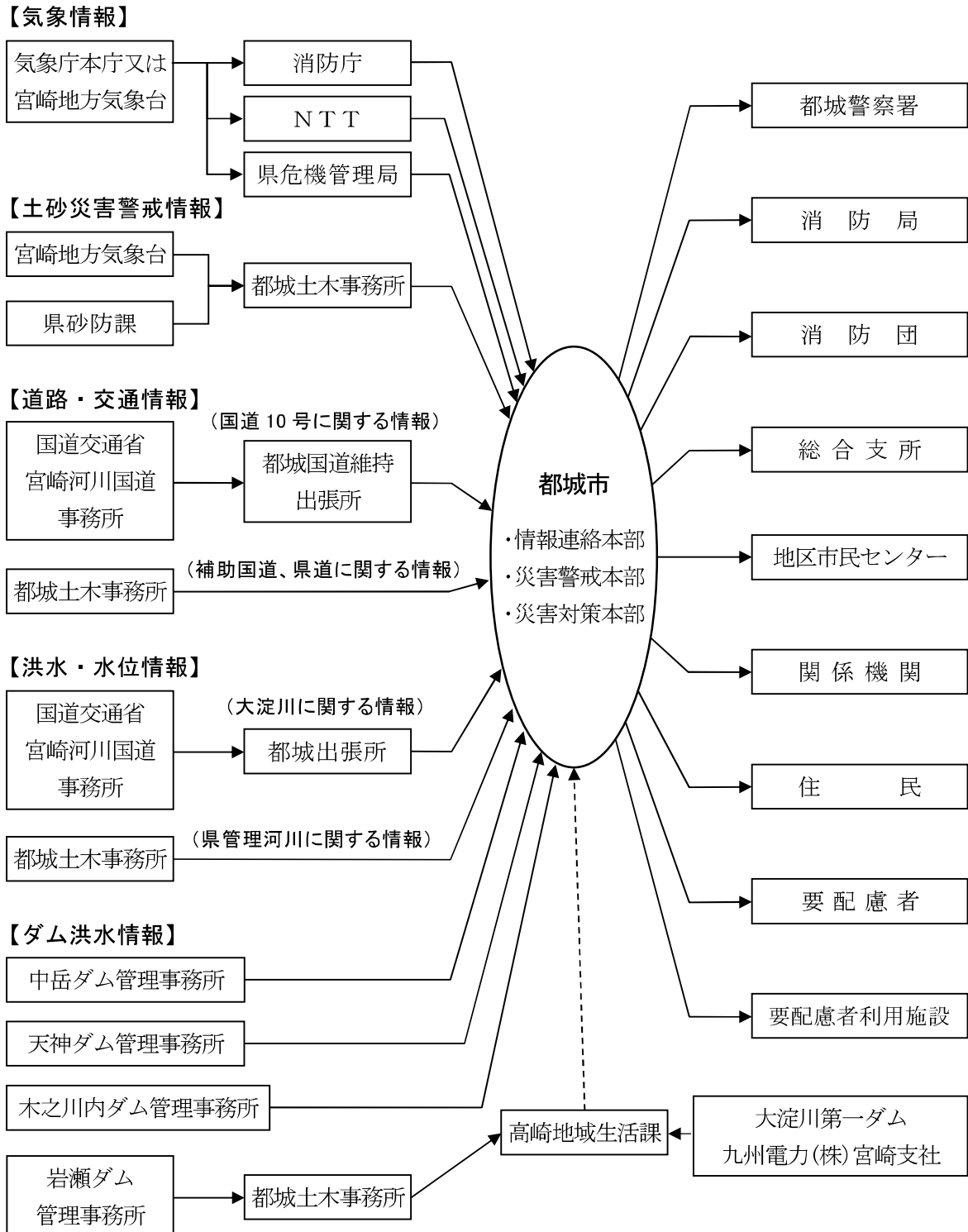
市長は、知事からの通報を受け、必要と認めた場合に、住民に対して警戒を喚起するために火災警報を発令する。

第4項 警報等の伝達系統

1 気象警報等の情報の流れ

各種警報等の収集・伝達の流れは次のとおりである。

《 警報等の伝達系統 》



第5項 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（竜巻等、気象・水象・地象に関する異常な現象）を発見した者は、次の方法により、市または警察署、消防署などに通報（基本法第54条関連）するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（総務部危機管理課）または警察官、消防吏員に通報するものとする。

2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長（総務部危機管理課）及び警察署長に、また、消防吏員は市長及び所属長に通報するものとする。

3 市長の通報

通報により異常現象を知った市長（本部班）は、直ちに次の機関に通報または連絡する。

この場合、宮崎地方気象台に対する通報は、電話によることを原則とする。

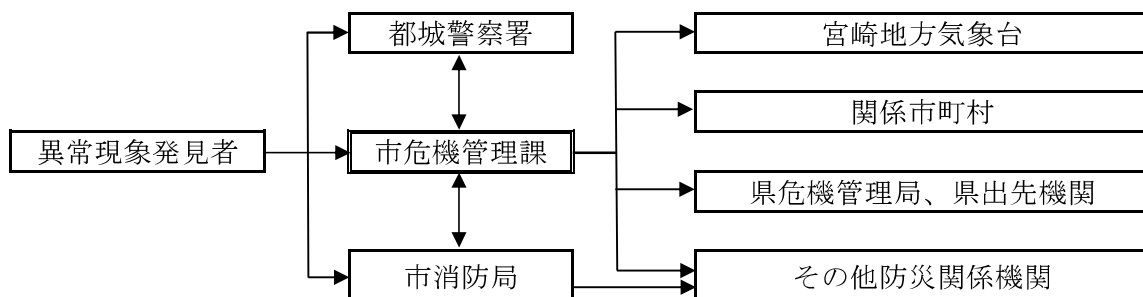
ただし、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行う。

- ① 宮崎地方気象台
- ② 異常現象によって災害の予想される隣接市町
- ③ 県危機管理局、異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- ④ その他防災関係機関

4 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた市長（本部班）または関係機関は、その現象によって被災が予想される地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

5 異常現象通報系統



6 通報を要する異常現象

気象等に関する異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象
気象に関する事項	大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	水位の上昇、湧水、 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ等
地震に関する事項	群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震） がけ崩れ、落石、道路・堤防・堤体の亀裂等
火山に関する事項	噴気・噴煙の異常、噴火等に伴う降灰砂等 ※詳細は【第5編 第3章 第2節「発災直後の情報の収集・伝達」】を参照。

第6項 事前の避難誘導の実施

風水害発生前の避難誘導については、【同章 第9節 第2項「避難誘導」】によるほか、以下を踏まえて行う。

1 警戒活動等の実施

市長（本部班）は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図り、気象情報等に十分注意しながら、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

危険がある場合または危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難情報の発令を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

2 要避難状況の早期把握

市長（本部班）は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難情報の発令をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市長（本部班）は、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

（1）河川災害のおそれのある箇所

市長（本部班）は、消防団等と連携し、気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生じることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

また、「畑かん班」（農産園芸課）と連携して、ダム水位上昇に伴う放水時の連絡体制を確立するとともに、「土木班」（維持管理課）、「農村整備班」（農村整備課）及び「各総合支所産業土木班」（産業建設課）は、河川及び防災重点ため池の巡視を実施する。

（2）土砂災害のおそれのある箇所

市長（本部班）は、消防団等と連携し、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 早期自主避難の実施

市長（総務部危機管理課）は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記の状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

（1）浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の前兆

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにも係わらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にも係わらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

「本部班」は、状況によっては屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると認める場合は、地域住民等に対し、屋内待避等の安全確保措置を指示する。

第2節 活動体制の確立

項目	担当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害対策組織計画	全対策班					
第2項 動員配備計画	全対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編
 - ・資料 2-5 都城市防災会議委員・幹事名簿
 - ・資料 2-6 都城市災害対策本部条例
 - ・資料 2-7 都城市災害対策本部運営要領による標識等
 - ・様式-16 市様式第7号職員動員報告

第1項 災害対策組織計画

1 災害対策組織の設置

市長は、市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市内における災害応急対策を実施するため、本計画の定めるところにより災害対策組織を設置し、災害の防止または被害の軽減を図る。

防災会議を構成する関係機関は、災害対策本部と緊密な連絡と協力の下に、市内における災害応急対策の総合的かつ計画的な実施を図る。

2 災害対策組織

災害の発生、または発生のおそれの状況に応じて市に設置する災害対策組織は、次のとおりとする。

各本部の設置場所は、危機管理課内（市役所本館3階）とする。

- 情報連絡本部（本部長：危機管理課長）
- 災害警戒本部（本部長：総務部長）
- 災害対策本部（本部長：市長）

3 本部会議の設置

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議するため、本部員（各対策部長）により構成される「本部会議」を設置する。

本部会議で協議し、決定する重要な事項（例）は次のとおりである。

- ① 配備体制の決定
- ② 各対策部又は各班の活動調整
- ③ 避難情報の発令に係る意思決定
- ④ 関係機関との活動調整
- ⑤ 県又は関係機関への応援要請に係る意思決定
- ⑥ 住民への広報事項の決定

4 設置及び解散の基準

(1) 設置基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の基準に基づき設置する。

《 災害対策組織の設置基準 》

組織名称 (設置者)	災害の種別	設置基準
情報連絡本部 (危機管理課長)	災害全般	・危機管理課長が必要と認めるとき
	風水害等	・市域に係る気象警報が発表されたとき ・災害の発生が予測されるとき
	地震災害	・市域で震度4、又は長周期地震動階級3以上が観測されたとき ・隣接市町で震度5弱以上が観測されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は同情報(巨大地震注意)が発表されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表から7日が経過したとき ・県地方支部が庁舎待機以上の体制をとったとき
	火山災害	・霧島火山(御鉢)に関し、「火口周辺警報」(レベル2・火口周辺規制、又はレベル3・入山規制)が発表されたとき
	その他	・市域に係る大規模な事故等の発生の情報があったとき
災害警戒本部 (総務部長)	災害全般	・総務部長が必要と認めるとき
	風水害等	・市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ・市域の広範囲にわたる災害の発生が予測されるとき ・台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ・河川水位が氾濫注意水位を超えたとき
	地震災害	・市域で震度5弱又は隣接市町で震度5強が観測されたとき
	火山災害	・霧島火山(御鉢)に関し、「特別警報・噴火警報」(レベル4・高齢者等避難)が発表されたとき ・降灰により、継続して市民生活に大きく影響することが予想され、関係部局、県及び関係機関等と連携し対応する必要があるとき

組織名称 (設置者)	災害の種別	設置基準
	その他	・市域に係る大規模な事故災害が発生し、多数の被害が発生又は発生のおそれがあるとき
災害対策本部 (市長)	災害全般	・市長が必要と認めたとき
	風水害等	・市域に広範囲にわたる災害が発生したとき ・住民の生命・身体に被害を及ぼす災害が発生したとき ・台風の接近により市域の一部又は全部が暴風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ・河川水位が氾濫危険水位を超えたとき
	地震災害	・市域で震度5強以上が観測されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
	火山災害	・霧島火山（御鉢）による災害が発生し、人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき ・霧島火山（御鉢）に関し、「特別警報・噴火警報」（レベル5・避難）が発表されたとき ・降灰による被害が甚大で全庁あげて対応する必要があるとき
	その他	・市域に係る事故災害等が発生し、多数の被害が発生し、なおも継続、拡大するおそれがあるとき

※上記によらない災害の発生や沿岸部における津波警報・大津波警報の発表時においては、災害の規模等に鑑み、適宜、各組織に準ずる体制を執る。

（2）解散基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、設置者が、次の判断に基づき解散する。

《 災害対策組織の解散基準 》

組織名称	災害の種別	解散基準
災害対策本部	災害全般	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から7日が経過したとき（情報連絡本部へ移行） ・設置要因としていた災害の危険性が軽減したと認められ、かつ、災害応急対策が一応終了し、災害対策本部を災害警戒本部又は情報連絡本部に移行させるとき ・災害応急対策が終了し、災害対策本部を継続する必要性がなくなったとき
災害警戒本部	災害全般	・設置要因としていた災害の危険性が解消したと認められ、かつ、災害復旧対策が一応終了し、災害警戒本部を継続する必要性がなくなったとき、又は、情報連絡本部に移行させるとき
情報連絡本部	災害全般	・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から7日が経過したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から14日が経過したとき

組織名称	災害の種別	解散基準
		・設置要因としていた災害対策が終了したと認められたとき

5 現地災害対策本部の設置

本部長は、局地的な災害の発生に対し、本部機能の一部を現地に設置する必要がある場合は、現地災害対策本部を各総合支所庁舎内、市民センター又は現地に設置する。現地災害対策本部の業務を行う要員は、該当地区の総合支所及び本庁から派遣する。

《 現地災害対策本部の機能 》

責任者	現地対策本部の機能
本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の情報収集と災害対策本部との連絡調整 ・危険区域の監視等 ・被災者の救出、住民の安全確保と避難の措置等

《 現地災害対策本部の業務 》

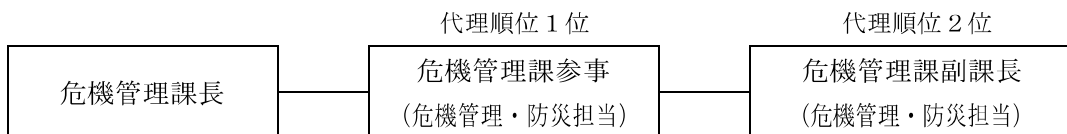
班名	業務内容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策についての対応及び各班との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・気象情報（警報）等の広報 ・災害対策本部に対する災害報告 ・災害対策本部の指示に基づく各種対策の実施
監視班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険区域の監視及び巡視 ・異常気象、二次災害の危険箇所の早期発見とその状況調査
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出 ・傷病者に対する救護及び緊急輸送 ・救出・救護及び応急措置に必要な資機材の整備保持
避難班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難経路の選定 ・避難の誘導 ・避難者の確認

6 意思決定権者（本部長）の職務代理順位

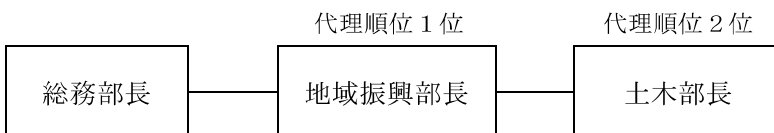
災害対策本部等の設置に当たって、意思決定権者（本部長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって、躊躇することなく、速やかに意思決定を行う。

代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告する。

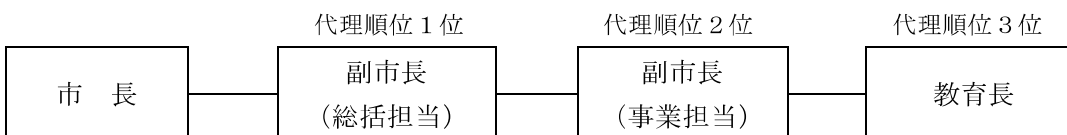
(1) 情報連絡本部の場合



(2) 災害警戒本部の場合



(3) 災害対策本部の場合



7 災害対策本部の機能の代替

激甚な災害により災害対策本部（市役所本館3階・災害対策本部会議室）の機能の確保が困難な場合は、発災直後の情報収集、伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応は消防局により行うこととする。

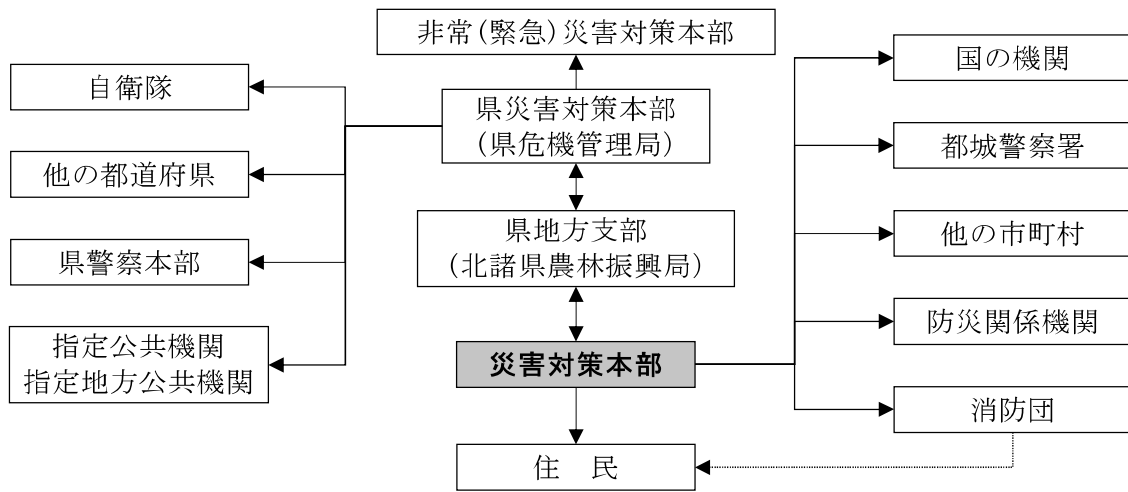
また、市庁舎南別館、その他本庁舎周辺の公共施設の被災状況等を確認し、継続的に災害対策本部を設置する場所及び機能の確保を図る。

8 防災体制の体系

災害対策本部は、市域における総合防災体制の中核として、国、県及び防災関係機関との連絡調整を図り、総合的に効果的な応急対策の実施を推進するものである。

この計画において、市が県に行う情報の伝達や報告等の連絡は、県地方支部を通じて県対策本部に対して行うことを意味する。

《 防災体制体系図 》

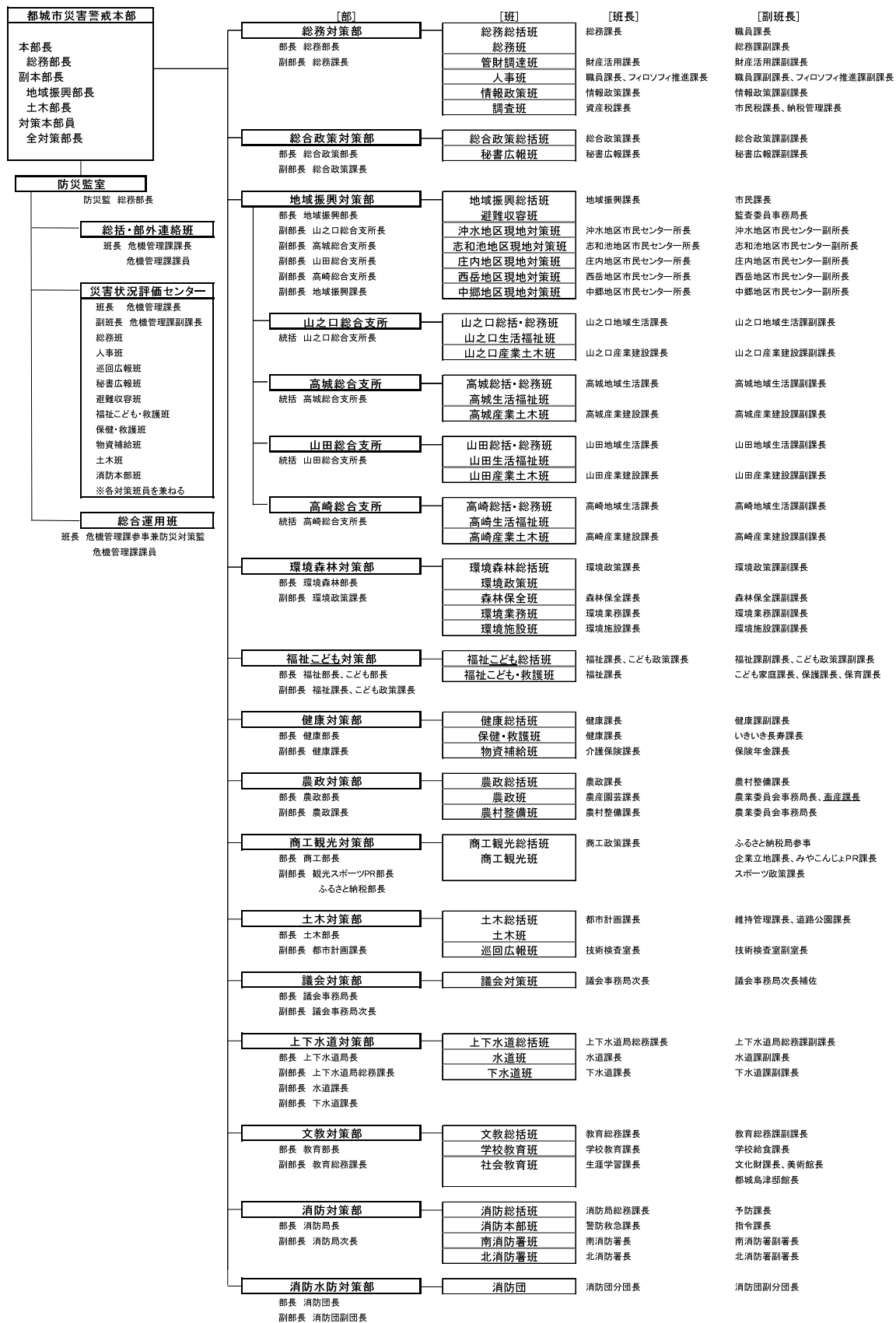


9 災害対策本部及び災害警戒本部の組織構成

(1) 災害警戒本部組織系統図

災害警戒本部の組織系統図は、次図に示すとおりである。

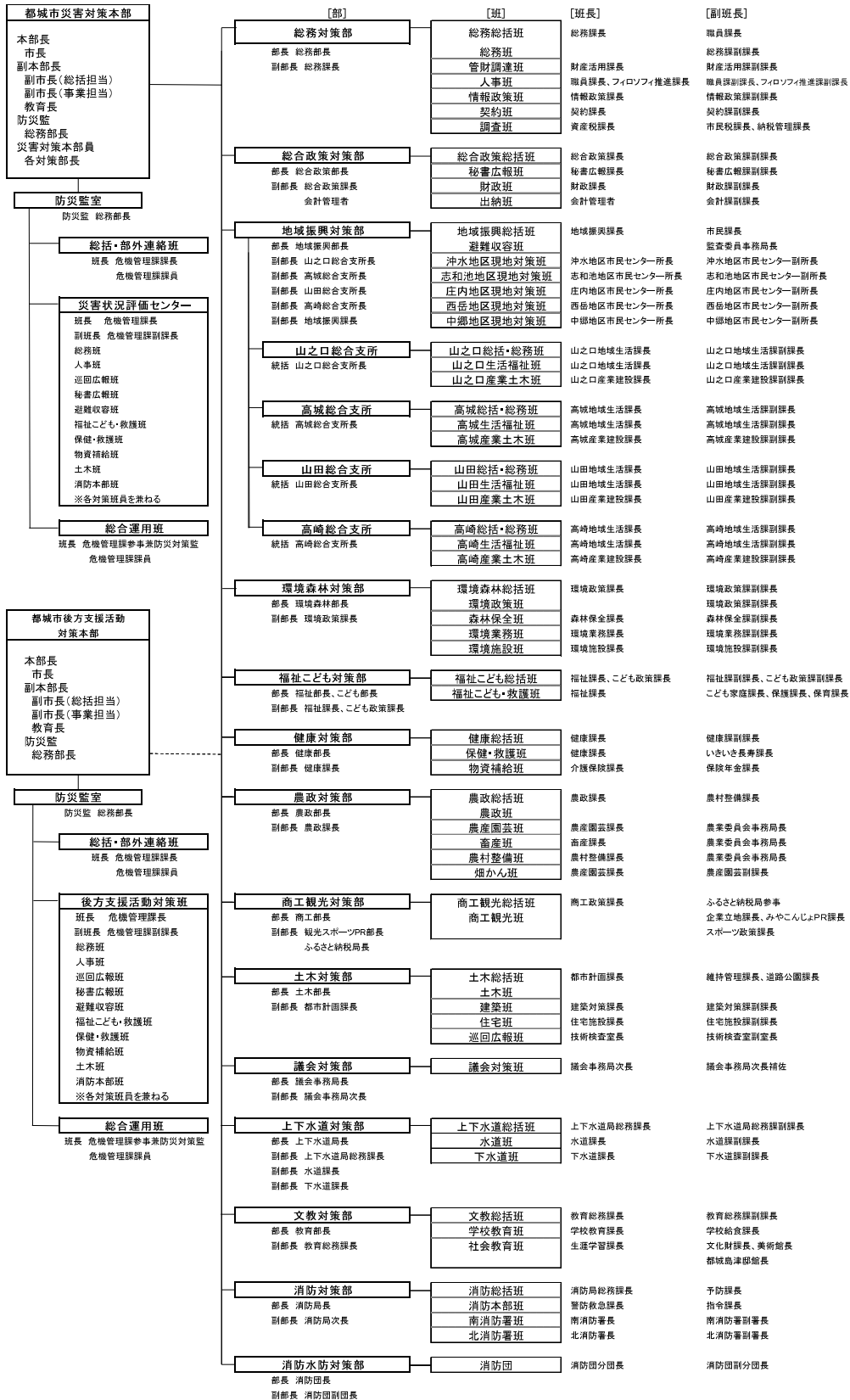
災害警戒本部組織系統図



《 災害警戒本部組織系統図 》

(2) 災害・後方支援活動対策本部組織系統図

災害・後方支援活動対策本部の組織系統図は、次図に示すとおりである。



※後方支援活動対策本部は、必要に応じて設置するものとし、班員は必要な支援内容に応じて関係する課員で構成する。
 ※後方支援については、「都城市大規模災害時後方支援計画」を参照。

《 災害・後方支援活動対策本部組織系統図 》

10 災害対策本部（災害警戒本部）の事務分掌

《 本庁各部 事務分掌 》

部名	部長担当職 ():副部長 【 】:警戒本部	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
本部	副 防 本 災 部 監 長 長 市 副 総 長 市長(総務部長 【総務部長】 担当)、教育長 【地域振興部長、土木部長】	防災監室 (総括・部外連絡班、災害情報センター、総合運用班)	危機管理課長 (危機管理課参事兼防災対策監、危機管理課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策(警戒)本部員の動員に関する事。 ② 災害対策(警戒)本部の設置及び解散に関する事。 ③ 災害対策(警戒)本部会議に関する事。 ④ 災害対策(警戒)本部連絡員に関する事。 ⑤ 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 ⑥ 避難情報の発令並びに伝達に関する事。 ⑦ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑧ 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 ⑨ 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 ⑩ 消防水防対策部との連絡調整に関する事。 ⑪ 被害状況等の情報の収集に関する事。 ⑫ 各部の災害状況等の整理・分析のとりまとめに関する事。 ⑬ 被害状況等の集計及び本部長への報告に関する事。 ⑭ 被害状況の報告(県・防災関係機関)に関する事。 ⑮ 電力・通信に係る被害状況の把握に関する事。 ⑯ 非常無線通信に関する事。 ⑰ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑱ 職員の動員及び配置に関する事。 ⑲ 班に係る施設等の被害報告に関する事。 ⑳ 自主防災組織に関する事。 ㉑ 自衛隊の災害派遣に関する事。 ㉒ 孤立地区の把握に関する事。 ㉓ 災害救助法の適用及び申請に関する事。 24 災害記録の作成・編集及び保存に関する事。 25 被災者台帳の集約に関する事。 26 り災証明書等の発行に関する事。 27 防災会議に関する事。 28 防災会議幹事会に関する事。 29 その他、他部班に属しない事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
総合政策対策部	総合政策部長 (総合政策課長、会計管理者)	総合政策総括班	総合政策課長 (総合政策課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関する事 ② 本部への連絡員の派遣に関する事 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること ⑦ 部の庶務及び本部・各部、部内各班との連絡調整に関する事 ⑧ 電気・ガス・電話等ライフライン機関との連絡調整に関する事 ⑨ 本部班の応援に関する事 ⑩ 災害応急対策の企画に関する事 ⑪ 政府、国会、県等への要望陳情等に関する事 ⑫ 災害復興計画に関する事
		秘書広報班	秘書広報課長 (秘書広報課副課長)	① 本部長、副本部長の秘書に関する事 ② 避難情報の伝達広報に関する事 ③ 市民に対する気象情報及び災害情報の広報に関する事 ④ 報道機関に対する避難情報及び災害情報の広報に関する事 ⑤ 災害時の記録写真撮影に関する事 ⑥ 被災者の相談に関する事 ⑦ 相談窓口の設置に関する事 ⑧ 災害視察者及び見舞者の接待に関する事 ⑨ 災害見舞金等の礼状の発送に関する事
		財政班	財政課長 (財政課副課長)	① 災害対策の緊急予算及び資金の調達に関する事
		出納班	会計管理者 (会計課副課長)	① 義援金の受付、受領及び一時保管に関する事 ② 災害関係経費の収支に関する事

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
総務対策部	総務部長 (総務課長)	総務総括班	(職員課長、 総務課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関する事 ② 本部への連絡員の派遣に関する事 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事 ⑤ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること ⑥ 部の庶務並びに各部、部内各班との連絡調整に関する事 ⑦ 外線電話の対応及び転送に関する事 ⑧ 初期情報のとりまとめに関する事 ⑨ 本部班の応援に関する事
		管財調達班	(財産活用課 副課長)	① 来庁者に対する避難誘導に関する事 ② 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関する事 ③ 非常用電源の確保に関する事 ④ 電話交換に関する事 ⑤ 初期情報の把握に関する事 ⑥ 市有財産(財産活用課所管)の被害状況調査及び応急対策、復旧に関する事 ⑦ 災害対策に伴う物品の調達に関する事 ⑧ 災害時の車両・燃料の確保及び配車、輸送に関する事
		人事班	(職員課副課長、 フィロソフィ推進課副課長)	① 初期情報の把握に関する事 ② 各部局間の応援動員に関する事 ③ 職員の公務災害補償に関する事 ④ 国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関する事 ⑤ 国及び他の地方公共団体への職員派遣に関する事 ⑥ 職員及び他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関する事 ⑦ 職員の手当に関する事
		情報政策班	情報政策課長 (情報政策課副課長)	① 電子計算機の被害調査及び応急対策、復旧に関する事 ② 庁内ネットワークの点検、復旧に関する事
		契約班	契約課長 (契約課副課長)	① 災害対策に伴う物品の調達に関する事 ② 災害時応援協定の運用に係る契約事務及び災害対策に係る緊急的な契約に関する事
		調査班	資産税課長 (市民税課長、 納税管理課長)	① 地域振興対策部避難収容班への応援に関する事 ② 家屋の被害調査に関する事 ③ 被災家屋台帳の調製に関する事 ④ 被災者に対する市税措置に関する事

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)	
地域振興対策部	地域振興部長(地域振興課長)	地域振興総括班	(市民課長、監査委員事務局長) 地域振興課長	① 部内職員の動員及び配置に関する事 ② 本部への連絡員の派遣に関する事 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部・部内各班との連絡調整及び応援に関する事	
		避難収容班		① 避難所の開設及び管理運営に関する事 ② 避難者の誘導に関する事 ③ 被災者の収容及び介護に関する事	
		各地区現地対策班		各地区市民センター所長(各地区市民センター副所長)	① 初期情報の把握に関する事 ② 所管区域の災害関係情報の収集及び報告に関する事 ③ 所管区域の応急対策全般に関する事
		外国人救護班		地域振興課長(国際化推進室主幹)	1 外国人の救援、援護に関する事
	地域振興部長(各総合支所長)	各総合支所総括・総務班	各総合支所地域生活課長(各総合支所地域生活課副課長)	① 総合支所職員の動員に関する事 ② 支所に係る施設等の被害報告に関する事 ③ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事 ④ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事 ⑤ 班内職員の動員及び配置に関する事 ⑥ 避難情報の発令に伴う所管区内住民に対する伝達広報に関する事 ⑦ 本庁の関係各対策部との連絡調整に関する事 ⑧ 消防水防対策部との連絡調整に関する事 ⑨ 所管区域の班に係る施設利用者の避難誘導に関する事 ⑩ 本部班との通信の確保に関する事 ⑪ 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 ⑫ 所管区域の班に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 ⑬ 所管区域内の災害時の写真撮影・記録に関する事 ⑭ 所管区域内の被災者の相談に関する事 ⑮ 初期情報の把握に関する事 ⑯ 所管区域の災害情報収集及び報告に関する事	

		<p>各総合支所生活福祉班</p>		<p>17 所管区域内住民に対するり災証明書の発行に関すること。 18 庁舎等の災害対策その他所管区域内において必要な災害事務に関すること。</p> <p>① 班内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。 ③ 所管区域の避難所開設及び管理運営に関すること。 ④ 所管区域住民の避難誘導に関すること。 ⑤ 所管区域の要配慮者の居住状況の把握及び避難所における介護支援に関すること。 ⑥ 地域振興対策部避難収容班への避難者状況の連絡に関すること。 ⑦ 所管区域の人的被害及び行方不明者の調査に関すること。 ⑧ 所管区域の死亡者の確認に関すること。 9 所管区域の被災地及び避難所等の防疫並びにし尿の収集に関すること。 10 所管区域の被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 11 所管区域の被災地域及び避難所等における感染症の予防及び調査に関すること。 12 所管区域の社会福祉施設等の被害調査に関すること。 13 所管区域の生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 14 班に係る施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ⑮ その他の災害応急対策に関すること。※</p>
		<p>各総合支所産業土木班</p>	<p>(各総合支所産業建設課副課長)</p>	<p>① 班内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。 ③ 所管防災・水防資機材等の整備、確保に関すること。 4 所管区域の農産物被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 5 所管区域の水産物及び養殖施設等被害調査に関すること。 6 所管区域の家畜の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 7 所管区域の家畜の防疫に関すること。 8 所管区域の農地、農業用施設被害調査及び応急対策に関すること。 ⑨ 所管区域の商工業、観光施設被害調査及び応急対策に関すること。※</p>

				<p>10 所管区域の道路、橋梁、公園、緑地、河川、水路、堤防、砂防、溝きよ、鉄道、街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>⑩ 所管区域の公営住宅被害調査及び応急対策に関すること。※</p> <p>12 所管区域の市有施設(建設物)の応急対策に関すること。</p> <p>13 生活福祉班の応援に関すること。</p> <p>⑭ その他の災害応急対策に関すること。※</p>
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※該当する総合支所のみ

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
環境森林対策部	環境森林部長 (環境政策課長)	環境森林総括班	環境政策課副課長 (環境政策課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事。
		環境政策班	環境政策課副課長 (環境政策課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地及び避難所等の防疫に関する事。 ② 遺体の収容及び埋火葬に関する事。 ③ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。 ④ 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関する事。 ⑤ 食品飲料水等の衛生監視検査及び消毒に関する事。 ⑥ 被災地域における愛護動物の保護・処分に関する事。
		森林保全班	森林保全課長 (森林保全課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 山林、林道等の被害、復旧に関する事。 ② 林産物等の被害、復旧に関する事。
		環境業務班	環境業務課長 (環境業務課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急仮設トイレの設置及びし尿の処理に関する事。 ② 清掃作業関係の統括に関する事。 ③ 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関する事。 ④ 土木対策部土木班の応援に関する事。
		環境施設班	環境施設課長 (環境施設課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の仮置き場等の収集運搬及び処分等の協力要請に関する事。 ② 災害廃棄物の仮置き場等の計画・設置・維持管理に関する事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
福祉(子ども)対策部	福祉部長、(子ども)部長 (福祉課長、(子ども)政策課長)	福祉(子ども)総括班	福祉(子ども)政策副課長 (福祉課副課長、 子ども政策課長、 福祉課長、)	① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事。
		福祉(子ども)・救護班	福祉課長 (子ども)家庭課長、保護課長、 保育課長)	① 要配慮者の居住状況の把握 ② 要配慮者の避難誘導並びに支援に関する事。 ③ 妊産婦への対応に関する事。 ④ 社会福祉施設等の被害調査に関する事。 ⑤ 福祉施設入所者の避難誘導に関する事。 ⑥ 保育に関する総合調整に関する事。 ⑦ 乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関する事。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。 ⑨ 人的被害の調査に関する事。 ⑩ 乳幼児及び児童に係る相談に関する事。 ⑪ 民間団体等各種ボランティアの協力要請及び受け入れに関する事。 ⑫ 市社会福祉協議会との連携に関する事。 ⑬ 生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関する事。 ⑭ 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 ⑮ 義援金の募集及び受付に関する事。 ⑯ 仮設住宅に入居した要配慮者への支援に関する事。 ⑰ 義援金品の分配計画の立案及び配布に関する事。 ⑱ 被災者生活再建支援制度の受付及び申請に関する事。 ⑲ 災害弔慰金及び見舞金の支給に関する事。 ⑳ 災害見舞金品の支給に関する事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
健康対策部	健康部長 (健康課長)	健康総括班	健康課長 (健康課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関する事 ② 本部への連絡員の派遣に関する事 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること ⑦ 医療機関との連絡調整に関する事
		保健・救護班	健康課長 (いきいき長寿課長)	① 救護班の編成及び救護所の設置運営に関する事 ② 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関する事 ③ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事 ④ 被災地域及び避難所等における感染症の予防及び調査に関する事
		物資補給班	介護保険課長 (保険年金課長)	① 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の確保に関する事 ② 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の配布に関する事 ③ 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の保管に関する事 ④ 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の集積所の開設及び運営に関する事 ⑤ 被災者等への炊き出しを行う文教対策部学校教育班との調整に関する事 ⑥ 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の協力要請及び受け入れに関する事 ⑦ 災害対策に伴う物品の調達(購入)を行う総務対策部管財調達班との調整に関する事

部名	部長担当職 (): 副部長	班名	班長担当職 (): 副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
農政対策部	(農政課長) 農政部長	農政総括班	(農村整備課長) 農政課長	<ol style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		農産園芸班	農産園芸課長 (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> ① 農産物の被害調査に関する事。 ② 水産物及び養殖施設等の被害調査に関する事。 ③ 被災農家等への広報に関する事。
		畜産班	畜産課長 (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> ① 家畜及び畜産施設の被害調査に関する事。 ② 家畜の防疫に関する事。 ③ 被災農家等の広報に関する事。
		農村整備班	農村整備課長 (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用施設の被害調査に関する事。 ② 農地、農業用施設の応急対策、復旧に関する事。
		畑かん班	農産園芸課長 (農産園芸課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> ① 木之川内ダムの増水による放水時の周辺住民及び関係機関への広報、情報提供及び安全確保に関する事。 ② 木之川内ダムの被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ③ 畑地かんがい用水管の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。
商工観光対策部	商工部長(観光スポーツPR部長、ふるさと納税局長)	商工観光総括班	(ふるさと納税局参事、企業立地課長、みやこんじよPR課長、スポーツ政策課長) 商工政策課長	<ol style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 商工業、観光施設及び体育施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ⑧ 健康対策部物資補給班の応援に関する事。 ⑨ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		商工観光班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事。 2 災害に関連した失業者の対策に関する事。

土木対策部	土木部長 (都市計画課長)	土木総括班	都市計画課長 (都市計画課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。 ⑧ 被災宅地の応急危険度判定に関する事。 ⑨ 交通規制の人員支援に関する事。
		土木班	維持管理課長 (維持管理課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 雨量及び水位の情報収集に関する事。 ② 水防資機材等の調達確保に関する事。 ③ 水門操作等に関する事。 ④ 道路、橋梁、河川、水路、堤防、砂防等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ⑤ 交通規制措置及び道路啓開等に関する事。 ⑥ 応急対策に必要な労務者の確保に関する事。 ⑦ 開発行為で設置され移管を受けた施設(調整池など)の応急対策及び復旧に関する事。
			道路公園課長 (道路公園課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園、緑地、街路樹等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ② 交通規制の人員支援に関する事。
		建築班	建築対策課長 (建築対策課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 住宅の応急修理の実施に関する事。 ③ 交通規制の人員支援に関する事。
		住宅班	住宅施設課長 (住宅施設課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 2 市有施設(建築物)の応急対策、復旧に関する事。 3 り災者の公営住宅への入居に関する事。 ④ 交通規制の人員支援に関する事。
		巡回 広報班	技術検査室長 (技術検査室副室長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難情報の広報車による広報に関する事。 ② 災害が発生し、またはその可能性が高い地域に係る状況情報の収集に関する事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
議会対策部	議会事務局長 (議会事務局 次長)	議会対策班	議会事務局次長 (議会事務局 次長補佐)	① 議会関係者に対する連絡調整に関する事。
上下水道対策部	上下水道局長(上下水道局総務課長、水道課長、下水道課長)	上下水道総括班	(上下水道局総務課副課長) 上下水道局総務課長	① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 応急給水対策及び広報に関する事。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		水道班	水道課長 (水道課 副課長)	① 応急給水対策及び広報に関する事。 ② 所管水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ③ 応急資機材の調達、確保に関する事。
		下水道班	下水道課長 (下水道課 副課長)	① 下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事 務 分 掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
文教対策部	教育部長 (教育総務課長)	文教総括班	教育総務課副課長 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 学校施設等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		学校教育班	学校教育課長 (学校給食課長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 教職員の動員に関すること。 ② 学校施設における児童・生徒の避難誘導に関すること。 ③ 学校給食の確保に関すること。 ④ 給食施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ⑤ 被災学校の保健衛生に関すること。 ⑥ 被災者等への炊き出しに関すること。 ⑦ 健康対策部物資補給班への応援に関すること。 ⑧ 被災児童・生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達に関すること。 ⑨ 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。 ⑩ 通学路の被害調査に関すること。 ⑪ 被災学校の応急教育に関すること。 ⑫ 児童・生徒及び教職員への心のケア支援に関すること。 ⑬ 就学援助に関すること。
		社会教育班	生涯学習課長 (文化財課長、図書館長、美術館長、都城島津邸館長)	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設利用者の避難誘導に関すること。 ② 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事 務 分 掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
消防対策部	消防局長 (消防局次長)	消防総括班	(予防課長) 消防局総務課長	① 部員の動員及び配置に関すること。 ② 消防施設の災害対策及び被害の調査、報告に関すること。 ③ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ④ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑤ 部の庶務及び本部・各部、部内各班との連絡調整に関すること。
		消防本部班	(指令課長) 警防救急課長	① 消防部隊の運用に関すること。 ② 部内災害対応会議及び警防本部会議に関すること。 ③ 本部への連絡員の派遣に関すること。 ④ 救出に関すること。 ⑤ 傷病者の緊急輸送に関すること。 ⑥ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑦ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑧ 災害気象通信業務に関すること。 ⑨ 災害の情報収集、報告に関すること。 ⑩ 消防関係機関への協力要請に関すること。 11 消防機材の整備、確保に関すること。 ⑫ 被害見積もり等の事前対策に関すること。 13 活動記録の作成・編集及び保存に関すること。
		南消防署班	南消防署長 (南消防署副署長)	1 火災等の原因調査に関すること。 ② その他の消防活動(水火災対策等)に関すること。 3 火災に対するり災証明の発行に関すること。
		北消防署班	北消防署長 (北消防署副署長)	1 火災等の原因調査に関すること。 ② その他の消防活動(水火災対策等)に関すること。 3 火災に対するり災証明の発行に関すること。
消防水防対策部	消防団長(消防団副団長)	消防団	(消防団副分団長) 消防団分団長	① 団員の動員及び配置に関すること。 ② 消防団の統制、相互応援に関すること。 ③ 避難及び救出に関すること。 ④ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑤ 災害の情報収集、報告に関すること。 ⑥ 自主防災組織との連携に関すること。 ⑦ 消防機材の整備、確保に関すること。 ⑧ その他の消防活動(水火災対策等)に関すること。

部名	事 務 分 掌
後方支援活動対策本部	後方支援活動対策本部は、必要に応じて設置するものとし、班員は必要な支援内容に応じて関係する課員で構成する。

第2項 動員配備計画

1 配備体制

市及び防災関係機関は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、災害対策本部等の設置に伴い次の配備体制を整備し、事務分掌に掲げる応急対策業務を遂行する。

《 配備体制 》

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
準予備配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象状況等により、短時間のうちに、情報連絡本部を設置する可能性が高いと判断されるとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報及び住民からの情報等の収集 	危機管理課
予備配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡本部が設置され、気象情報等の監視活動及び関係機関との情報連絡を必要とするとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報及び住民からの情報等の収集 ・ 県地方支部及び警察等との連絡 	危機管理課 維持管理課 農村整備課 本部活動対策班 ※その他、所管する施設、所掌事務等の状況により参集する
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部が設置され、災害防止のために災害警戒本部組織の全体または多数の部門で応急対策を実施する必要があるとき ・ 総務部長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回広報班による浸水想定区域等の巡回広報 ・ 一部または全域の避難所の開設 ・ 災害警戒本部における分掌事務の遂行 	災害警戒本部員 災害警戒本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部が設置され、配備要員となっている者の全員で応急対策を実施する必要があるとき ・ 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部における分掌事務の遂行 	災害対策本部員 災害対策本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
特別配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全域にわたる大規模な災害が発生したとき ・ 市域で震度6弱以上が観測されたとき ・ 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員による災害応急対策の実施 	災害対策本部員 全部局課

※各配備における動員の規模は、災害対策行動マニュアルによるほか、災害の規模、状況

等に応じて、適宜、必要な体制を執る。

2 予備配備における動員計画

(1) 勤務時間内の対応

通常の勤務時間内において情報連絡本部を設置する事態が生じた場合、あらかじめ選任された予備配備要員は、通常の業務に併行して情報収集等の応急対策活動を行う。危機管理課の予備配備要員を「情報連絡本部員」と呼ぶ。

(2) 勤務時間外の対応

予備配備要員は、「情報連絡本部の設置基準」を満たす情報を入手したときは、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、気象警報または県地方支部からの情報を受けた「警備員」は、直ちに予備配備要員に連絡するものとし、連絡を受けた要員は、必要に応じて他の要員に連絡して速やかに参集する。

配備を完了した予備配備要員は、その旨を情報連絡本部員に報告するとともに、各所属長に連絡する。

情報連絡本部員は、危機管理課長に連絡する。

【第2章 第10節第2項「初動体制の確立」参照】

3 警戒配備、非常配備等における動員計画

(1) 勤務時間内の対応

各本部員（各対策部長）は、通常の勤務時間内に発生する災害に対処するため、災害対策組織が設置され、配備体制が決定された場合、直ちに所属部署における配備体制を整える。

配備の必要がある要員は、速やかに執行中の業務の整理を行い、災害対策行動マニュアルに従って配備体制を整える。

庁外で勤務している職員は、直ちに帰庁することを原則とするが、業務の都合上または勤務地の都合上、やむを得ず即応できない場合は、直ちに所管部署との連絡を確保し、自分が置かれている状況を伝えるとともに、災害対策の状況を把握する。

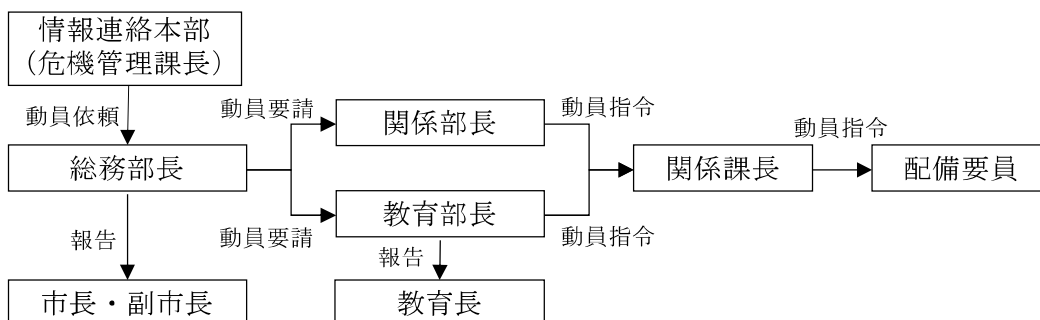
(2) 勤務時間外の対応

発生した災害に対して即応するため、平日の夜間、土、日及び祝祭日における緊急連絡網を整備し、動員指令の伝達による参集を行うとともに、「自主参集基準」を満たす突発的な災害が発生した場合は、所定の場所に自発的に参集する。

なお、自主参集の途中でできるかぎり被害状況を把握し、速やかに各対策部総括班がとりまとめ、災害対策（警戒）本部に報告を行い、関係課は災害対策（警戒）本部から情報提供を受ける。

【第2章 第10節第2項「初動体制の確立」参照】

《 動員指令の伝達 》



(3) 非常時における自主参集基準

勤務時間外や休日、祝日における突発的な災害の発生に対して、情報連絡本部員となる危機管理課職員は、情報連絡本部の設置の要件を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

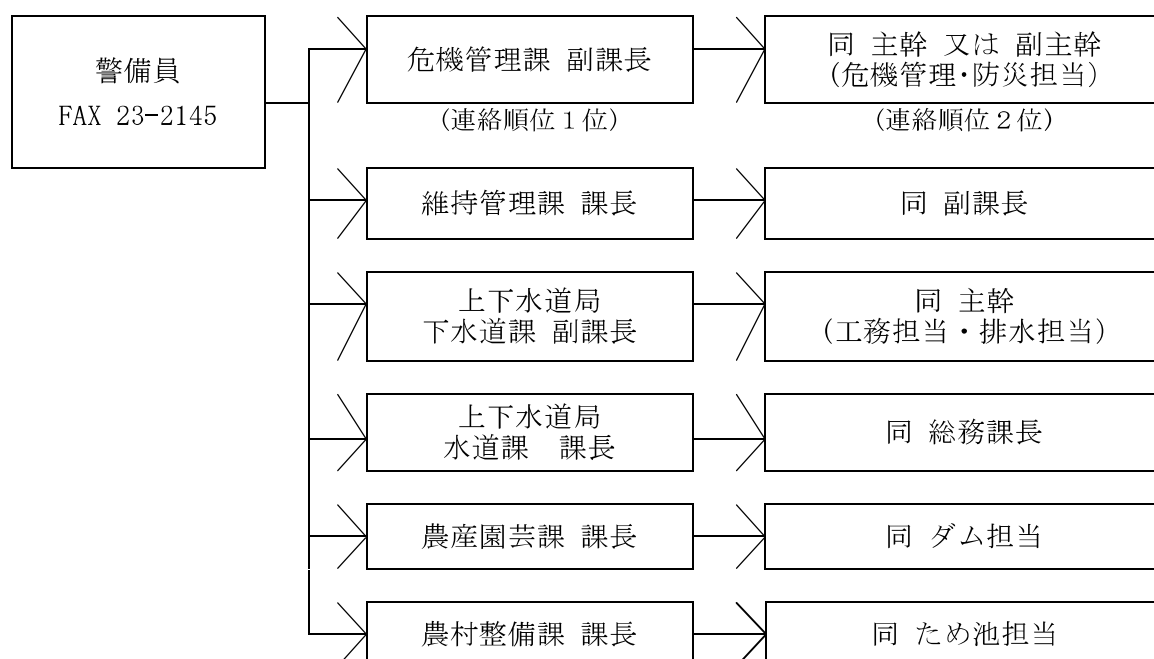
また、警戒配備要員または非常配備要員は、次の基準を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

《 自主参集基準 》

配備体制	基準
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5弱、または隣接市町で震度5強が観測されたとき ・霧島火山（御鉢）に関し、特別警報・噴火警報（レベル4・高齢者等避難）が発表されたとき
非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強以上が観測されたとき ・霧島火山（御鉢）に関し、特別警報・噴火警報（レベル5・避難）が発表されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

また、勤務時間外や休日、祝日においては、警備員から各防災担当職員へ速やかに連絡する。

《 警備員による緊急連絡体系 》



(4) 参集時の交通手段

職員は、通常利用している交通手段が利用できない場合には、原則として徒歩、自転車又はオートバイによるものとし、やむを得ず自動車で参集する場合は、所属長に連絡するとともに、道路交通状況の情報収集を行い、通行が可能かどうかを判断した上で参集する。

なお、交通途絶等のため勤務場所に参集するのが困難な場合には、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、災害対策本部又は所属長に連絡を取り、指示を受けるものとする。

4 参集者及び職員安否の確認

(1) 勤務時間内外の対応

- ① 各班長は、参集者を把握して各対策部総括班長へ報告する。
- ② 各対策部（各対策部総括班）でまとめ、人事班で集約する。
- ③ 本部班長は、参集者の集約結果を、市災対本部長に報告する。
- ④ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

5 県地方支部への報告

情報連絡本部員は、情報連絡本部、災害警戒本部、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県地方支部へ配備体制を伝達し連携を図る。

第3節 水防計画

項目	担当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 水防計画の目的	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班	発災前				
第2項 水防組織と機構	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班	発災前				
第3項 配備体制	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班					
第4項 水防活動	本部班、消防団、土木班、各 総合支所総括・総務班、各総 合支所産業土木班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆水防計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-14 水防倉庫・資器材備蓄状況一覧表
 - ・様式-20 市様式第 11 号土のう払出報告
 - ・様式-21 市様式第 12 号水防活動報告

第1項 水防計画の目的

都城市水防計画（以下「水防計画」という。）は、基本法及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用、避難立ち退き等について実施の大綱を明示し、もって水防の万全を図ることを目的とする。

第2項 水防組織と機構

1 水防責任

本市における水防責任は、都城市にある。
 都城市は「水防管理団体」であり、「水防管理者」は市長である。
 市長は、市域内の水防を十分に果すべき責任を有する。
 住民は、常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しな

ければならない。

2 水防計画の策定

水防に関する詳細は、水防法第 32 条の規定に基づき別に定めた「都城市水防計画」による。

3 水防本部

(1) 水防本部の設置と組織

市長（総務部危機管理課）は、県から水防法第 16 条第 3 項の規定に基づく水防警報の通知を受けたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、洪水の危険がなくなるまでの間、市役所内に「水防警戒本部」または「水防本部」を設置する。

水防本部等の組織及び分掌事務は、都城市水防本部規則に定めるところによる。

(2) 災害対策本部への移行

水災に関し、災害対策本部が設置された場合、水防本部の機能は、災害対策本部に移行し、活動を継続する。

(3) 水防の実施機関

市において、水災を警戒し、防ぎよするための活動（以下「水防活動」という。）は、消防団が行う。

4 水防協議会

防災会議が、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査、審議する水防協議会の機能を兼ねる。

5 水防倉庫及び資器材

水防倉庫及び資器材の現況は、水防計画に記載のとおりである。

6 通信連絡

「本部班」は関係部署と連携して、迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めるとともに、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう、平常時より協議しておく。

消防団長、消防局長は、有線通信施設を利用することができない場合には、水防上緊急を要する通信を行うため、非常無線通信を利用することができる。

また、関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため、携帯ラジ

を備えるように努めるものとする。

なお、情報の伝達系統は、水防計画に記載のとおりである。

第3項 配備体制

1 巡視の対象

水災時において巡視の対象とする河川は、特に、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定している「大淀川」「庄内川」「沖水川」、及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして県知事が指定している「萩原川」「丸谷川」「東岳川」「高崎川」とする。

2 水防警報の種類

河川管理者が発令する水防警報の種類と、水防に関わる組織がとるべき行動は、次のとおりである。

《水防警報の種類》

種類	説明
待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、または、再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

3 配備の区分

水災対策のための消防団の配備区分は「待機」「出動」「解除」の3区分とし、配備の基準となる水防警報の水位との関係は次のとおりである。

《 配備区分と基準水位 》

河川名	観測所	所在地	通報 符号	待 機	出 動	解 除
				水防団待機水位	氾濫注意水位	
大淀川	岳下	都島町	タキ	3.20m (138.20m)	3.70m (138.70m)	氾濫注意水 位以下に下 がって再び 増水のおそ れがないと き
萩原川	栄源寺橋	下長飯町	キノ	0.20m (138.77m)	1.70m (140.27m)	
沖水川	沖水橋	吉尾町	オキ	2.50m (139.30m)	3.20m (140.00m)	
丸谷川	向洲橋	山田町 中霧島	ムコ	2.20m (138.40m)	3.30m (139.50m)	
東岳川	大井手橋	高城町 大井手	オオ	2.00m (146.30m)	2.30m (146.60m)	
高崎川	高崎橋	高崎町 大牟田	タカ	0.10m (134.62m)	0.90m (135.42m)	

第4項 水防活動

1 警戒及び監視

消防団は、洪水が発生しそうなときの警戒は、過去の被害発生箇所や重要水防区域等を中心に巡視警戒を行う。

また、住民からの情報を集め、特に堤防から越水しそうな箇所を警戒し、知り得た情報は、速やかに水防本部に連絡する。

《 警戒・監視事項 1 》

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 水位及び天端までの余裕高 ② 堤防、その他水防施設物の異常の有無 ③ 道路、橋梁の状況、その他消防機関の出動に係る事項について異常の有無 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、堤防決壊の原因につながる現象の早期発見のため、次の事項についてその状況を把握する。

《 警戒・監視事項 2 》

- ① 天端・表法面・裏法面の亀裂、崩れ、沈下、陥没漏水等の有無
- ② 水門の周囲からの漏水の有無、扉の締まり具合
- ③ 橋梁その他の構造物の取付部分の異常
- ④ 立木がある箇所については、その揺れによる堤体のゆるみ及び漏水の有無
- ⑤ 流木等浮流物の状況

2 水防活動の実施

消防団は、警戒、監視の結果、異常箇所を発見した場合は、直ちに補修、修復を行うこととし、堤防の決壊を防ぐため適切な水防工法を選択して実施する。

同時に、速やかに水防本部に報告し、水防本部長は、河川管理者に報告する。

3 後方支援の実施

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、消防団が行う水防活動に対し、その現場作業が円滑に進むよう、土のうや杭、シート、スコップ等のほか、運搬用の一輪車、夜間作業のための投光器等、現場で必要となる資機材の調達等の後方支援を行う。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

消防団長、消防団員は、水防法第 21 条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察への協力要請

市長は、水防法第 22 条の規定に基づき、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 応援の要請

(1) 隣接水防管理団体への応援要請

市長は、水防法第 23 条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して必要な応援を求めることができる。

(2) 住民等への応援要請

市長は、水防法第 24 条の規定に基づき、水防のためやむを得ない理由があるときは、その区域内の居住者、または水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

6 決壊後の処理

市長、消防団長、消防局長は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。(水防法第25条及び第26条)

この場合、現場での水防活動は危険を伴うため、安全管理には十分に注意を払わなければならない。

7 水防の解除

市長は、警戒をする河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、当該河川の水防体制を解除する。

また、水防本部は、河川に危険がなくなったことについて、住民への周知を図る。

第4節 発災直後の情報の収集・伝達

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 被害情報の収集	全対策班					
第2項 被害情報の報告	本部班					
第3項 通信手段の確保	本部班、消防本部班、消防署班、水道班、消防団、各総合支所					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編
 - ・資料 2-2 災害時優先電話指定一覧
 - ・資料 2-17 防災電話番号一覧
 - ・資料 2-39, 40 災害時における緊急放送に関する協定書
 - ・様式-1 市様式第1号の1～3 地区別被害状況調
 - ・様式-2 市様式第2号 世帯別被害調査票
 - ・様式-3 市様式第3号 関係被害調査票
 - ・様式-4 市様式第4号 災害対策活動実施状況報告
 - ・様式-5 個別表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
 - ・様式-6 総括表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
 - ・様式-7 被害報告様式第4号様式（県様式）
 - ・様式-8 放送要請様式（放送申込書）

第1項 被害情報の収集

1 災害警戒本部、災害対策本部設置時の情報収集

（1）情報収集の実施者

被害情報の収集は、「各総合支所」「各現地対策班」「土木班」のパトロール及び公共施設等の緊急点検を行う各対策班の要員が実施する。

（2）現地情報の収集

- ① 総合支所及び地区市民センターを拠点として、各地区の現地情報を収集する。
- ② 大淀川沿岸の浸水想定区域については、職員で構成する「巡回広報班」を派遣して、巡視活動及び情報収集活動を行う。
- ③ その他、浸水想定区域や多数の土砂災害危険箇所を有する地区については、状況に応じて人員を派遣して体制の強化に努める。

(3) 情報の集約

各班が収集した情報は、各対策部の「総括班」でとりまとめ、原因の把握及び初動対応を検討し、本部連絡員を通じて「本部班」に報告するとともに今後の対応を協議する。

各対策部の「総括班」は、各部署からの情報の伝達、また災害対策本部の情報及び状況を各対策部に連絡するために、「本部連絡員」1名を災害対策本部に配置する。

(4) 収集する情報の内容

災害発生後、直ちに行う被害状況の情報収集は、人的被害の状況を最優先に考え、併せて住家の被害、交通の状況等について収集する。

また、二次災害に係る情報についても収集する。

2 初期情報の把握

(1) 地域情報の収集体制

市内全域に被害があったと想定できる災害に対して、速やかに各自治公民館長に連絡し、地域の被害状況について情報を収集する。

各自治公民館への連絡は、下表の分担によって実施し、得られた情報は総務対策部「総務班」がとりまとめ、「本部班」に報告する。

《 被害調査区域及び担当班 》

No	調査区域	館数	担当班名（対策部）	人員
1	姫城地区	14	人事班	2
2	小松原地区	12	人事班	2
3	妻ヶ丘地区	16	人事班	2
4	祝吉地区	18	管財調達班	2
5	五十市地区	23	管財調達班	2
6	横市地区	17	管財調達班	2
7	沖水地区	12	沖水地区現地対策班	2
8	志和池地区	19	志和池地区現地対策班	2
9	庄内地区	10	庄内地区現地対策班	2
10	西岳地区	11	西岳地区現地対策班	2
11	中郷地区	18	中郷地区現地対策班	2
12	山之口地区	33	山之口総合支所総括・総務班	3
13	高城地区	21	高城総合支所総括・総務班	2
14	山田地区	35	山田総合支所総括・総務班	3
15	高崎地区	43	高崎総合支所総括・総務班	4

注) 各班の人員は、被害の状況に応じて増減できる。

(2) 情報収集のための現地活動

情報不通地区がある場合は、速やかに情報収集班体制を執り、情報収集担当職員を現地に派遣して情報収集活動を行う。

(3) 住民からの情報の受付

住民からの災害情報は、「総務班」が受付、その内容を「被害発生状況表」に記録して、本部連絡員を通じて、関係の対策班に連絡する。

情報を受け取った対策班は、速やかに職員を現地に派遣し、状況を確認のうえ「本部班」に連絡する。

(4) 参集職員からの情報収集

参集途中での情報収集は、初期段階においては最も迅速かつ有効な方法であることから、参集する全職員が被害状況の確認を実施し、速やかに「本部班」に連絡する。

情報は、「被害無し」または「〇〇通線通行不能」等できる限り具体的な内容で部署毎に集約し、「本部班」に伝達する。

(5) 協力による初期情報の収集

- ① 宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団の協力による情報収集
- ② 物流・宅配会社、バス会社、タクシー会社、警備会社等の民間企業の協力による情報収集
- ③ 郵便局、森林管理署、森林組合等の協力による情報収集

(6) 孤立地区の把握と対応

「本部班」は、速やかに、風水害や地震に伴う土砂災害等や液状化等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難な孤立地区の発生について、自主防災組織や自治公民館、消防団等からの情報収集に努める。

なお、孤立地区が発生した場合は、通信・電気等のライフラインの途絶状況、火災・負傷者の発生状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無、建物の被害状況、当該地域における備蓄の状況、道路等の被害・寸断状況、ヘリコプター緊急離着陸場等の被害状況、土砂災害の発生状況等の把握に努め、情報収集を行う。

(7) 災害状況等の整理・分析

「本部班」は、関係機関や住民等から収集した各種情報を、各班の応急対策活動に生かせるよう、整理・分析するとともに、適切に保存する。

第2項 被害情報の報告

1 被害情報の報告基準

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の被害状況報告、及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いについては、本計画並びに「宮崎県災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによる。

2 被害情報の報告要領

（1）報告の時期

市長（総務部危機管理課）は、次のいずれかに該当する事態が発生した場合、第1報を県に報告し、その後、各即報様式に定める事項について、判明したのから逐次報告する。

また、県に報告できない場合は国（消防庁）に直接報告した後、連絡ができるようになった段階で県に報告する。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき
- ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等の関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

なお、災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

（2）消防庁への直接報告

住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

（3）火災・災害等即報要領の適用

消防庁の定める「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に基づき、次の一定規模以上（次頁参照）の火災・災害等を覚知した場合は、第1報報告（30分以内）を県だ

けでなく国（消防庁）にも報告する。

《 消防庁の報告先 》

平 日	夜間・休日
N T T回線 03-5253-7527、03-5253-7537 (FAX) 消防防災無線 90-49013、90-49033 (FAX) 地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (FAX)	N T T回線 03-5253-7777、03-5253-7553 (FAX) 消防防災無線 90-49012、90-49036 (FAX) 地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036 (FAX)

《 災害即報基準 》

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報）火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域））地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（予想される地震動の大きさが震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

《 災害直接即報基準 》

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

《 火災即報基準 》

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反對象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災

その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

《 火災直接即報基準 》

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とする

域内の事故	もの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

《 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報基準 》

救急救助事故
<ul style="list-style-type: none"> ① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
<ul style="list-style-type: none"> ① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物

<p>質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）</p> <p>② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）</p>

《 救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報基準 》

<p>救急救助事故</p> <p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>② バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>③ ハイジャックによる救急・救助事故</p> <p>④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>⑤ 上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
<p>武力攻撃災害等</p> <p>① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）</p> <p>② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）</p>

3 被害情報の報告の実施

(1) 実施者

「本部班」は各班からの被害情報を取りまとめ、県地方支部、または県災害対策本部へ報告する。

(2) 報告の種類と時限

- ① 第一報 …… 被害の覚知後30分以内で、できるかぎり早く
- ② 定時報告 …… 毎日10時、15時、21時の3回
- ③ 確定報 …… 応急対策終了後15日以内

(3) 報告の方法

第一報及び定時報告は、「災害警戒体制等状況報告書（総括表、個別表）」を用いて、最も確実な方法により行う。

特に、第一報は、被害の状況が判明していない場合であっても、前記の時限を厳守し、未確認情報には「未確認」と明記して迅速に報告する。

確定報は、「県様式第4号その2」の提出によって行う。

第3項 通信手段の確保

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等の災害時における通信は、次の方法により行う。

なお、被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行うが、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ファクシミリ、その他最も迅速かつ確実な手段を使用する。

また、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

1 電話回線の利用

災害時において、電話が輻輳し通話が困難な場合、応急対策等のために必要な電話による通話は次の方法によって行う。

(1) 災害時優先電話の利用

西日本電信電話株式会社に登録された「災害時優先電話」を利用する。

【第2章 第8節 第1項「情報収集・連絡体制の整備」参照】

(2) 非常通話、緊急通話の活用

市外局番なし「102」をダイヤルし、電話交換手に「非常通話」または「緊急通話」の別と、相手の電話番号を告げて接続を図る。

なお、電報に関しても通話と同様に非常電報、緊急電報を設けている。

【第2章 第8節 第1項「情報収集・連絡体制の整備」参照】

2 無線通信の利用

電話回線の途絶や輻輳により通話ができなくなった場合に対処するため、次の無線通信手段を用いて、災害に係る情報等の収集、伝達を行う。

(1) 防災行政無線の活用

災害対策本部は、避難所に配備する要員及び現場に展開している各対策班との相互連絡のための通信には、防災行政無線及び地域振興無線を活用する。

また、総合支所及び市民センターとの通信にも、電話のほか防災行政無線も併用する。

(2) 消防無線、水道事業用無線

消防対策部、上下水道対策部は、それぞれの機関内の通信に消防無線、水道事業用無線を利用する。

(3) 県総合情報ネットワーク「災害対策支援情報システム」の活用

県対策本部（危機管理局）及び県地方支部、その他県庁各課とは、「災害対策支援情報システム」を活用する。

【宮崎県市町村防災行政無線運営協議会「無線電話番号簿」参照】

(4) 通信設備が優先利（使）用できる機関

事前に関係機関と協議しておくことにより使用できる主な機関は、次のとおりである。

《通信設備が優先利（使）用できる機関名》

優先利（使）用するもの	通信設備設置機関	申込窓口
知 事 市 長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 消防団長 消防局長	県（総合情報ネットワーク）	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部一通信指令室長 警察署一署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する
	宮崎地方気象台	その都度依頼する
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	J R九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支店等
	九州電力送配電株式会社	支社、配電事業所等
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する
	陸上自衛隊	その都度依頼する
	航空自衛隊	その都度依頼する

(5) 孤立防止対策用の衛星電話の利用

山間部等の通信網が脆弱な集落が孤立化した場合は、西日本電信電話株式会社が所有する孤立防止対策用衛星電話等を利用して通信を確保する。

なお、西日本電信電話株式会社は、各支店等に孤立防止対策用衛星電話を常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用することができる。

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

保有機関は、県、県内全市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局で、市内では、市役所内2台及び消防局1台の計3台がある。

3 非常無線通信の依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、「電波法」（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼して行う。

(1) アマチュア無線局への依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要に応じて、アマチュア無線局に協力を依頼し、災害情報の収集や伝達を行う。

《 アマチュア無線局 》

団 体 名	コールサイン
宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団	J A 6 Y R G
アマチュア無線都城市役所クラブ	J E 6 Y F L
アマチュア無線都城クラブ	J H 6 Z C H
都城市消防団アマチュア無線クラブ	J E 6 Y B P

4 放送局への放送要請

「本部班」は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎、BTV株式会社等に要請する。

なお、直ちに広報する必要がある情報は、「秘書広報班」が積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

【同章 第5節 第2項「広報要領」参照】

第5節 災害広報活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 広報体制の整備	秘書広報班、巡回広報班					
第2項 広報要領	秘書広報班、巡回広報班、避難収容班					
第3項 相談窓口の設置	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編
 - ・資料 2-17 防災電話番号一覧

第1項 広報体制の整備

1 体制の整備

（1）担当及び責任者

- ① 災害時における広報は、「秘書広報班」が主導して行う。
- ② 広報責任者は、秘書広報課長とする。
- ③ 浸水想定区域等の住民に向けた避難関係情報等の広報車による広報は、「巡回広報班」が行う。
- ④ 「秘書広報班」は、災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合、迅速かつ的確な情報収集と広報を行うため、広報担当者を本部に派遣する。

2 広報活動

（1）広報の目的

「秘書広報班」は、次のことを目的として正確な情報を迅速に広報する。

- ① 住民が的確に判断し行動できるようにする。
- ② 住民の不安を軽減する。
- ③ 無用な混乱を防ぎ、問い合わせ対応の負荷を軽減する。
- ④ 現場で応急対策の業務に従事する者との情報共有を図る。

（2）情報の収集

- ① 「秘書広報班」は、本部に派遣された広報担当者を通じて、災害対策本部等の動向について積極的に情報を収集する。

- ② 「秘書広報班」は、必要に応じて災害の現地に出向き、カメラ、ビデオによる取材活動を行うとともに、各対策班が撮影した写真やビデオ等を収集する。

(3) 関係機関との連携

広報活動は、前述のほか、次のとおり関係機関と連携して行う。

- ① 広報媒体となるテレビ、ラジオ、新聞のほか、地域に密着したケーブルテレビやシティFMの協力のもとで連携して行う。
- ② 消防団や自治公民館等の協力のもとで連携して行う。

第2項 広報要領

1 住民に向けた広報

(1) 広報の内容

住民に向けた広報の段階は、「災害発生前、直後」「避難生活の時期」「生活再建の開始時期」に分けられ、その種類は「被害情報」と「生活情報」に分けられる。

「秘書広報班」及び「巡回広報班」は、それぞれの段階、種類に応じた的確な広報を行うこととし、特に初期段階での情報を広報車等で行う場合については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておく等、迅速に対応できる体制を整える。

広報の段階	広報の内容
災害発生前、直後	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報に関すること ・避難所の開設に関すること ・避難情報の種類及び警戒レベル及び発令対象地域等に関すること ・発生した災害の種別、場所、規模、拡大の可能性等に関すること
避難生活の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設（水道・電気・通信・し尿処理・衛生等）の被害と復旧の見込みに関すること ・交通関連施設（鉄道・道路等）の被害と復旧の見込みに関すること ・炊き出し、食料・飲料水等の配給に関すること ・応急仮設住宅の供給に関すること
生活再建の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ・相談窓口の開設に関すること ・自主防災組織、ボランティア活動への参加の呼びかけ ・誤報、流言・飛語の打ち消し、治安状況、悪徳商法等への注意喚起

(2) 広報の方法

「秘書広報班」、「巡回広報班」及び広報を行う機関は、次に示す広報手段から効果的な方法を適宜選択し、住民に正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に要配慮者に配慮する。

- ① テレビ・ラジオ等報道機関による広報
- ② 市の広報車及び消防団車両を利用した広報
- ③ 自治公民館長等を通じての広報
- ④ 地域の放送設備を活用した広報
- ⑤ 市防災行政無線を活用した広報
- ⑥ 市のホームページ
- ⑦ 携帯メールサービス
- ⑧ 広報紙の配布
- ⑨ 立看板、掲示板、ポスター等の掲示 等

(3) 外国人に配慮した広報

「秘書広報班」及び広報を行う機関は、住民に対する広報を行う場合、市域に居住する外国人にも配慮し、分かりやすく正確に内容を伝える効果的な方法により外国人に向けた広報を行うものとする。

- ① 市のホームページの翻訳
- ② 外国語による携帯メールの活用
- ③ 図やイラストにより表現した広報紙の配布
- ④ 図やイラストにより表現した立看板、掲示板、ポスター等の掲示
- ⑤ 通訳者等の活用 等

2 報道機関への情報提供と放送要請

(1) 報道機関への情報提供

- ① 報道機関への情報提供は、「秘書広報班」が行う。
- ② 「秘書広報班」は、記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。また、提供する情報が一部の報道機関に偏らないように留意し、発表の日時、場所等を各報道機関に周知した上で行う。
- ③ 直ちに広報する必要のある情報は、積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

(2) 放送機関への放送要請

「秘書広報班」は、災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動が行えない場合は、県を通じて報道機関へ放送等を要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は直接報道機関へ依頼し、事後、県・報道機関に文書を提出する。

(3) 基本法に基づく広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知

事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

① 要請の要件

災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

ア 事態が切迫し、避難情報や警戒区域についての情報伝達に緊急を要する。

イ 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

② 要請先

NHK宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎、BTV株式会社、株式会社シティエフエム都城

③ 要請方法

「秘書広報班」は、別紙様式により、県に広報要請を依頼する。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請できる。

3 安否情報の提供

「秘書広報班」は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答することができる。また、当該回答を適切に行い、または当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

第3項 相談窓口の設置

1 体制の整備

(1) 実施者

避難生活や生活再建に関する情報を所管する部署は、住民からの電話による問い合わせや直接面談による相談に対応するため、相談窓口としての職員を配置する。

(2) 総合問い合わせ窓口の開設

「秘書広報班」及び「各総合支所総括・総務班」は、住民からの問い合わせや相談、苦情が殺到する状況においては、総合政策対策班の要請を受け、関係する部署が合同

して「総合問い合わせ窓口」を開設する。

この場合、外国人からの問い合わせに応じる体制についても、関係する部署の協力を得て、同時に整備する。

なお、「秘書広報班」及び「各総合支所総括・総務班」は、「総合問い合わせ窓口」を設置する場合は、そのことを広報して住民に周知する。

(3) 各種相談窓口の設置

総合政策総括班は、被災者のニーズを踏まえ、必要に応じて、次に掲げる相談窓口の開設を検討する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、秘書広報班及び関係各部班は、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、設置及び運営を行う。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律、保険、教育、心の悩み、外国人等

第6節 広域的な応援活動体制

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 応援要請	本部班、管財調達班、消防本部班					
第2項 防災救急ヘリコプター等の応援要請	本部班、管財調達班、消防本部班					
第3項 他市町村への応援の実施	人事班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
 - ・資料 2-19 宮崎縣市町村防災相互応援協定

第1項 応援要請

1 他市町村、県、国の機関への応援要請

「本部班」は、応援要請を求めるときは、次に掲げる場合において災害対策本部会議の決定に基づき行う。

なお、災害の発生により、市及び県が、その全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法に基づき、国（指定行政機関の長または指定地方行政機関の長）は、市に代わって、実施すべき応急措置の全部または一部を実施しなければならない。

（1）他市町村への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、県内の他市町村長に災害応急対策のための応援を求める必要がある場合は、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

なお、市長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

(2) 県への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、知事に災害応急対策のための応援または職員の派遣を求める場合は、県危機管理局に対し応援要請を行う。

(3) 指定地方行政機関への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、指定地方行政機関の長に災害応急対策のための職員の派遣を求める場合は、県危機管理局に対し応援要請を依頼することとし、通信の混乱等により不測の時間を要する場合は、直接、指定地方行政機関の長に対し応援要請を行うことができる。

2 応援要請等の方法

「本部班」は、他市町村、県または指定地方行政機関に対する応援の要請を行うが、その際は次に示す事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請に際して記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を必要とする期間
- ④ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ⑤ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑦ その他必要な事項

(2) 職員派遣の要請に際して記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 派遣のあつせんを求める理由
- ④ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ⑤ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 応援を求める応急対策の内容

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供

- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のために必要な事項

4 民間団体等への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、指定公共機関または指定地方公共機関、その他応援を必要とする民間団体等に対して、災害応急対策または災害復旧のための応援を求める場合は、他市または国・県への要請の手順に従って応援要請を行う。

5 消防機関への応援要請

市長は、被災が大きく、自らの消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、「宮崎県消防相互応援協定」に基づく応援要請を速やかに行う。

また、鹿児島県の市町に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

6 受入体制の整備

（1）連絡体制の整備

応援の受け入れが確定した後の情報交換、及び応急対策の具体的な内容については、実際に応急対策を実施する各班を連絡窓口とする。

連絡窓口となった班は、「本部班」と緊密な連携を保ち、応援に必要な情報の交換、及び相手先への提供に努める。

（2）受入施設の確保

「本部班」は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的応援や物的応援を速やかに受け入れるため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

第2項 防災救急ヘリコプター等の応援要請

1 防災救急ヘリコプターの応援要請

市長（本部班）は、防災救急ヘリコプターの緊急運航を要する事態が発生した場合、「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、防災救急航空センター所長に対して緊急運航を要請する。

(1) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に行うことができる。

《 緊急運航の要件 》

公共性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする場合
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重要な支障が生じるおそれがある場合
非代替性	防災救急ヘリコプター以外に適切な手段がない場合（既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

《 防災救急ヘリコプターの要請先 》

宮崎県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江宮崎空港内	TEL 0985-56-0586 (緊急)0985-56-0583 FAX 0985-56-0597
---------------	--------------	----------------------------------------------------------

(2) 要請の方法

「本部班」または「消防本部班」は、防災救急航空センターに、次に示す事項を明らかにして電話等により要請し、事後速やかに「緊急運航要請書」を提出する。

- ① 災害の種別及び状況
- ② 災害の発生日時及び場所
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- ⑧ その他必要な事項

(3) 受入体制の整備

「本部班」は、防災救急航空センターと緊密な連絡を図るとともに、現場の指揮者にヘリコプターの運航指揮者との緊密な連絡を取らせる。

また、必要に応じて、次の体制を整備する。

- ① 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む）及び安全対策
- ② 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ③ 空中消火のための給水場所の確保
- ④ その他必要な事項

2 緊急消防援助隊等の派遣要請

消防組織法第45条に規定されている「緊急消防援助隊」とは、全国的な消防応援のために、全国の消防に関する人員及び施設により構成される部隊であり、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請を受けて応援活動を実施するものである。

市長は、必要に応じて、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等の要請を、知事に次の事項を明らかにして依頼する。

- ① 災害の状況
- ② 必要な応援の内容（応援部隊の種別、必要資機材等）
- ③ 準備してある資機材の状況
- ④ 臨時ヘリポートの場所及び燃料の補給体制

第3項 他市町村への応援の実施

1 応援の実施

市長（本部班）は、他の市町村において災害が発生し、または発生するおそれのある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、基本法に基づき、他の市町村に対し応援を実施する。

（1）応援要請の受諾

市長（本部班）は、他の市町村において災害が発生し、知事から応援要請の依頼があった場合、速やかに関係部局で対応を協議する。

- ① 応援派遣の要請の掌握は、危機管理課が行う。
- ② 関係部局で決定した職員の派遣に関する手続きは、職員課及びフィロソフィ推進課が行う。

（2）応援の実施

市長（本部班）は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食事や衣類等から情報連絡手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

（3）被災者受入施設の提供等

市長（本部班）は、被災市町村または知事からの要請があった場合、被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会

福祉施設等の状況調査及びあっせんについて検討する。

(4) 応援協定に基づく応援の実施

市長（本部班）は、相互応援協力に関する協定を締結している他の自治体等からの応援・協力要請を受けた際は、食料や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の応援隊を形成し派遣を実施する。

(5) 後方支援活動の実施

市長（本部班）は、広域的な大規模災害が発生した際は、必要に応じて、災害対策本部内に「後方支援活動対策本部」を設置し、後方支援拠点に位置付けられている高城運動公園を中心に、支援体制を確立し、関係市町と連携を図りながら支援活動を実施する。

後方支援の詳細は、「大規模災害時後方支援計画」に基づく。

第7節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害派遣要請基準等	本部班					
第2項 災害派遣要請要領	本部班					
第3項 派遣部隊等の受入体制	本部班、管財調達班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編
 - ・資料2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・様式-13 自衛隊災害派遣要請様式

第1項 災害派遣要請基準等

1 派遣要請基準

市長（本部班）は、次の基準により、知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。
（基本法第68条の2第1項、自衛隊法第83条第1項）

- ① 災害発生時に人命、身体及び財産を保護するために緊急、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められる場合
 - ア 人命救助のため応援を必要とする場合
 - イ 水害等の災害が発生し、または発生が予想され、緊急に水防対策が必要な場合
 - ウ 大規模な火災が発生し、消火のため自衛隊の応援を必要とする場合
 - エ 災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合
 - オ 災害のため主要交通路が不通となり応急措置を必要とする場合
 - カ 応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合
- ② 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められる場合

2 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

《 災害派遣部隊の活動範囲 》

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2項 災害派遣要請要領

1 災害派遣の方法

(1) 派遣要請の要求

市長（本部班）は、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めるときは、知事への自衛隊災害派遣要請要求書様式に次の事項を明らかにし、文書により知事（県危機管理局）に対して要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話をもって行い、その後速やかに文書を提出する。

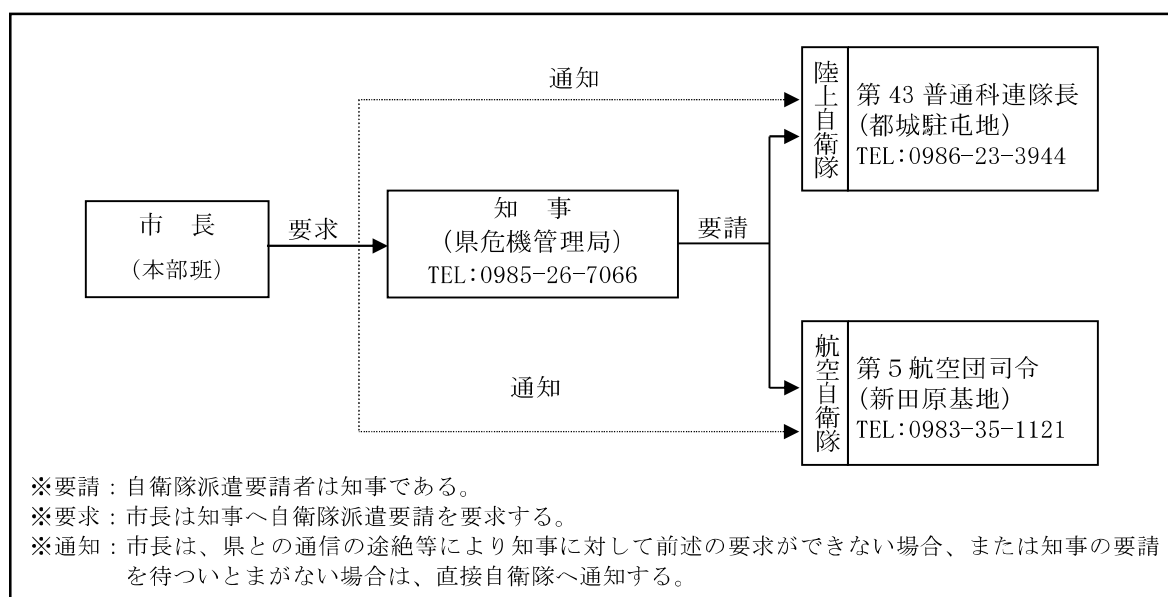
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を希望する人員、用途別車両、船舶、航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ 部隊との連絡場所及び部隊の集結地
- ⑥ その他参考となるべき事項

(2) 緊急要請の通知

市長（本部班）は、県との通信の途絶等により知事に対して前述の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）に口頭または電話にて通知する。

なお、この通知をした場合は、事後速やかに自衛隊に文書を提出するものとし、また、その旨を速やかに知事に通知する。

《 災害派遣要請系統図 》



(3) 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援等が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

(基本法第68条の2第2項、自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに効率的な救援活動が実施できるよう努める。

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援等の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 派遣要請時の留意点

「本部班」は、自衛隊の派遣要請時には、次の事項に留意する。

- ① 作業の優先順位を整理する。
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業に関する資材の種類別保管（調達場所）
 - エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ② 経費負担の確認を行う。

第3項 派遣部隊等の受入体制

1 派遣部隊等の受け入れ

(1) 受入体制及び準備

- ① 市長（本部班）は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる受入体制を確立する。

- ア 派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備、その他受け入れのために必要な措置をとる。
- イ 派遣部隊及び県との連絡調整員を指名し、連絡調整を行う。
- ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておく。

② 派遣部隊が到着した場合は、次の要領により実施する。

- ア 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の長と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
- イ 市長は、適宜、次に掲げる事項を県に報告する。
 - a 派遣部隊の名称
 - b 派遣部隊の長の官職氏名
 - c 隊員数
 - d 到着日時
 - e 従事している作業の内容及び進捗状況
 - f その他参考となる事項

(2) 準備すべき主たる施設、資機材等

派遣部隊の救助活動または災害救助応急復旧作業が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な施設、資機材等は特殊なものを除き、すべて市において準備する。

ただし、不足するものが生じ、派遣部隊が携行する材料及び消耗品等を使用した場合においては、できる限り返品または弁償しなければならない。

(3) 臨時ヘリポートの設置

市長（本部班）災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため、必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

【第2章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」参照】

(4) 災害派遣の撤収要請の要求

市長（本部班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊の長及びその他の関係機関と協議の上、知事への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請要求書様式文書により速やかに次の事項を明らかにして知事に対して撤収要請を要求する。

ただし、文書による要求に時間を要するときは、口頭または電話等で要求し、その後速やかに文書を提出する。

- ① 撤収日時
- ② 撤収要請の事由
- ③ 事故の有無
- ④ 派遣人員及び従事作業内容

⑤ その他必要な事項

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、活動する地域が2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金等（災害派遣に関わる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設の借上料、電気料及び水道料
- ③ 宿泊施設での汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資器材等の費用
- ⑤ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- ⑥ その他必要な経費については、事前に協議しておく。
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

第8節 災害救助法の適用等

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 災害救助法の適用	本部班					
第2項 被害状況の調査	調査班、建築班					
第3項 被害の認定	調査班、建築班					
第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成	本部班、各総合支所 総括・総務班、各消防署班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編（様式集）
 - ・資料 7-1 被害認定の基準
 - ・資料 7-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（早見表）
 - ・資料 7-3 災害救助法による帳簿書式（1～40）
 - ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
 - ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

第1項 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害の程度が次の基準に該当する場合は、救助法及び救助法施行令（昭和22年政令225号）等の定めにより、速やかに所定の手続きを行う。

《 災害救助法の適用基準 》

指標となる被害項目		本市における 滅失世帯数	該当条項
1	市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	第1項第1号
2	県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県1,500世帯以上 かつ市50世帯以上	第1項第2号
3	県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県7,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
4	災害が隔絶した地域で発生したものである等、 被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	
5	多数の者が生命、または身体に危害を受けまたは 受けるおそれが生じた場合		第1項第4号

注) ※の場合は県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。
また、世帯数は国勢調査またはこれに準ずる全国的な調査の結果による。

2 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用手続き

市長（本部班）は、災害による被害の程度が「適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

その場合、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって申請し、後日、文書により改めて申請する。

- ① 災害の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を申請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 適用申請の特例

市長（本部班）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受ける。

この報告は、確認集計のうえ直ちに内閣総理大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となるほか、関係各省庁の諸対策の基礎となる極めて重要な情報であるので、十分な精査を行う。

(3) 報告の種類と内容

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施するが、一部の救助は、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、委任されている救助以外でも、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、同法第30条により市長に委任される。

救助法が適用された場合の報告内容は、おおむね次のとおりである。

《 報告内容 》

救助の種類	報告事項
ア 避難所の供与*	ア 箇所数、収容人員
イ 応急仮設住宅の供与	イ 設置（希望）戸数
ウ 炊出しその他による食品の給与*	ウ 箇所数、給食数、給食人員
エ 飲料水の供給	エ 対象人員
オ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	オ 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
カ 医療及び助産	カ 班数、医療機関数、患者数、分娩者数
キ 被災者の救出*	キ 救出人員、行方不明者数
ク 被災した住宅の応急修理	ク 対象世帯数
ケ 学用品の給与*	ケ 小・中学校別対象者数及び給与点数
コ 埋葬*	コ 埋葬数
サ 死体の捜索及び処理*	サ 死体処理数
シ 障害物の除去*	シ 対象世帯数

注) ※は災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている救助。

3 実費弁償の基準

(1) 災害救助法による実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法並びに期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、やむを得ない特別の事情のある場合、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て、救助の期間を延長することができる。

(2) 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市においては、委任を受けた応急救助費の繰替支払が行われる。

第2項 被害状況の調査

1 被害状況の調査

(1) 実施者

「調査班」と「建築班」は協同して、救助法の適用のための調査を行う。
公共施設等に関する被害調査は、所管の部署が行う。

【同章 第17節 第1項「公共施設等の応急復旧」参照】

(2) 調査の目的

被害調査は、災害による「被害の認定」を目的とする。

(3) 調査の対象

被害状況の調査の対象は、災害により被害を受けた民間の住家及び非住家の建物とする。

(4) 調査体制

公正な調査とするため、「調査班」は2名以上で構成することとし、建築に関する専門知識を持った者を含む。

調査員が不足する場合は、県や他市町村、または専門的な知識を有する組織等に応援を要請する。

(5) 実施における留意事項

被害認定は、様々な被災者への支援の有無を決める重要なものであることを十分に理解し、公正な判定ができるよう丁寧な調査を行う。

2 調査要領

(1) 第1次判定の実施

- ① 災害発生直後に、被害の概況を把握するために実施する。
- ② 調査の体制に、特に建築の専門的な知識を必要としない。
- ③ 一目で判定できる倒壊家屋だけを「全壊」とし、被害の全体像を把握する。
- ④ 浸水被害の場合は、床上浸水かどうかを絞って、被害の全体像を把握する。

(2) 第2次判定の実施

- ① 災害発生後おおむね1か月以内に実施する。
- ② 第1次判定で全壊と判定されなかった物件について行う。
- ③ 建築の専門的な知識を有する者を含む体制により、詳細な調査を行う。
- ④ 概観の目視により、建物の傾斜の程度や部位別の損傷状況を調査し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損傷」を判定する。

- ⑤ 浸水被害の場合は、床上浸水のあった住家、及び第1次判定の結果に対して再調査の申し出があった住家を対象とし、建物の外側と内側から詳細に調査を行う。
- ⑥ 浸水被害の場合は、建物自体に物理的被害がなくても、内装や設備に大きな被害を受けている場合があるので注意する。

(3) 第3次判定

- ① 第2次判定の結果に対して再調査の申し出があった場合に実施する。
- ② 外観調査に加えて内部の立入調査を行い、壁や天井のほか、台所、トイレ、浴槽等の設備についても被害の程度を調査する。

3 り災台帳の作成

被害調査の結果は、次のことに留意して台帳に整理する。

- ① 固定資産の課税台帳や住民基本台帳と照合して正確に記録する。
- ② 建物の所有者と居住者との関係を明記する。
- ③ 被災者支援対策を担当する部署と連携して、必要事項を整理する。

4 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

「本部班」、「各総合支所総括・総務班」は、再調査の申し出のあった家屋に対し、迅速に「調査班」による再調査を実施し、認定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、認定の困難なものについては、必要に応じて「認定委員会」を設置し、意見を聞いて市長が判定する。

第3項 被害の認定

1 被害の認定

(1) 実施者

被害の認定は、第1次調査の判定は「調査班」に、第2次調査及び第3次調査による判定は「建築班」が行う。

(2) 住家・世帯の定義

- ① 「住家」とは、人が起居できる設備のある建物で、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離家が別棟である場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して一戸とする。

なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。

②「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

2 被害の認定基準

被害程度の判断は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日総審第115号）で統一された「被害の認定基準」のほか、次の通知等に基づいて実施する。

- 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月改定）
- 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日付府政防第361号）
- 「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日付府政防第842号）

第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成

り災証明書は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、基本法第90条の2に基づく事務として、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

1 り災証明

(1) 実施者

り災証明書は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に対して、被害認定の結果に基づき、「本部班」及び「各総合支所総括・総務班」並びに「各消防署班」で発行事務を行う。

(2) 証明の対象

り災証明書は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次に示す項目の証明を行う。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損
- ② 火災による全焼、半焼、部分焼、水損

(3) り災証明書の発行事務

り災証明書の発行を担当する窓口を設置し、混雑が予測される場合は、窓口の分散や郵便による発行を検討する等、迅速な対応を図る。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

住民からの請求に調査が間に合わない場合、又は、住家被害以外で把握のできていない被害、調査の範囲から外れているものの被害等については、被災者からの申告に基づき、被災の届け出があったことを証明する「被災届出証明」を発行する。

なお、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう平常時より被災家屋の調査担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確立する。

(4) り災証明に関する広報

り災証明書の発行、及び再調査の受付を円滑に行うため、相談窓口を設置すると共に広報紙等により被災者への周知を図る。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努める。

また、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、り災証明発行等の被災者支援業務の円滑な実施のため、支援システムの導入についても検討を進めるものとする。

第9節 避難収容対策

項目	担当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 避難情報の伝達	本部班					
第2項 避難誘導	避難収容班、福祉こども・救護班、消防団、各総合支所総括・総務班					
第3項 避難所の開設	避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、環境政策班、各総合支所生活福祉班					
第4項 要配慮者を考慮した避難対策	避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆避難所開設・運営マニュアル

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-13 指定避難所位置図
- ・資料 2-33, 46 災害時における避難所等の協力に関する協定書
- ・様式-14 市様式第5号 避難広場及び避難所の開設状況等の報告
- ・様式-15 市様式第6号の1 収容避難者名簿
- ・様式-15 市様式第6号の2 収容避難者集計
- ・様式-15 市様式第6号の3 避難者カード

第1項 避難情報の伝達

1 高齢者等避難

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に避難開始を求めるとともに、その他の者に対し避難のための準備を促すため、「高齢者等避難」を発令する。（基本法第56条第2項）

高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

2 避難指示

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を災害から保護するため、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを促す「避難指示」を発令する。（基本法第60条第1項）

なお、夜間や早朝であっても避難指示は躊躇なく発令する。

また、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場
合があることを周知しておく。

3 緊急安全確保

市長（本部班）は、災害が発生又は切迫している状況において、避難所等へ立退き避難することがかえって危険であるような危険な場所にいる居住者に対し、命を守るための最善の行動を促す「緊急安全確保」を発令する。（基本法第60条第3項）

なお、夜間や早朝であっても緊急安全確保は躊躇なく発令する。

4 屋内での待避等の安全確保措置

市長（本部班）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置[※]を指示する。（基本法第60条第3項）

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接の堅牢な建物の2階等に避難することもある。

5 避難の指示等への助言

市長は、避難の指示等の判断に際し、必要に応じて、国、県に対して助言を求めることができ、国、県は、求めに応じて必要な助言をし、避難指示等の発令のための支援を行う。なお、助言を求める場合に必要な、双方の連絡先の共有、連絡窓口の取り決めを徹底する。

さらに市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

6 市長以外の者による避難のための措置

基本法第60条第1項以外の規定又は法令によって、市長以外の者が行う避難のための立ち退きの指示、または講じる措置については、次のとおりである。

なお、市長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき、市長及び関係機関に通知するものとする。

《 市長以外の者による避難指示等 》

種 別	実施権者	要 件	準拠法
避難指示 緊急安全確保	知事	災害の発生により、市長が実施できなくなったとき。	基本法 第60条第6項
避難指示 緊急安全確保	警察官 海上保安官	市長が実施できないとき、又は市長から要求があったとき。	基本法 第61条第1項
避難指示	県知事 県知事の命を受けた吏員	地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
避難指示	県知事 県知事の命を受けた吏員又は水防管理者	洪水により著しく危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
避難の措置	警察官	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で、特に急を要する場合。	警察官職務執行法 第4条
避難の措置	自衛官	自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り警察官職務執行法第4条による避難等の措置をとる。	自衛隊法第94条

※ただし、災害の状況により実施権者の指示により難しい場合は、その災害現場にいる上席の吏員（1人の場合はその者）が人命を最優先に実施する。

6 避難情報の基準

(1) 避難情報の発令

避難情報の発令の要件となる事項及び避難の目安となる各種情報を総合的に判断し、次に示すことを勘案して発令する。

なお、避難情報の発令対象となる地域は、可能な限り範囲を限定し発表するよう努める。

- ① 予測する災害の種類
- ② 避難に要する時間
- ③ 避難を行う時間帯
- ④ 避難路における危険性
- ⑤ 避難行動要支援者への配慮

(2) 発令の基準

避難情報の発令基準は、以下のとおりとする。

《避難情報の発令基準》

区分 及び 警戒レベル	基 準
<p>高齢者等 避難 警戒レベル 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【洪水予報河川（大淀川、大淀川と沖水川・庄内川との合流部）】避難判断水位に未到達であっても氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、または、避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。ただし、夜間に高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、氾濫注意水位に係わらず、日没前に発令するものとする。 ・【水位周知河川（沖水川、高崎川、東岳川、丸谷川、萩原川）】水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。ただし、夜間に高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、氾濫注意水位に係わらず、日没前に発令するものとする。 ・【その他河川】洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」になったとき。 ・大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で「警戒（赤）」になったとき。 ・水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき。 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」になったとき、又は、近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したとき等）が発見されたとき。 ・火山の噴火警戒レベルが「4」で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が高まっているとき。 ・その他の場合で必要と認められるとき。
<p>避難指示 警戒レベル 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【洪水予報河川（大淀川、大淀川と沖水川・庄内川との合流部）】氾濫危険水位に未到達であっても急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫危険水位に達し、「大淀川上流部氾濫危険情報」が発令されたとき。 ・【水位周知河川（沖水川、高崎川、東岳川、丸谷川、萩原川）】「避難判断水位」に達し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、設置した観測点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 ・【その他河川】洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」になったとき。 ・水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき。 ・中岳ダム、木之川内ダム及び天神ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の連絡があったとき。 ・河川堤防の決壊等の兆候により、危険であると認められるとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」になったとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・地すべり、山崩れ等の兆候が見られ、危険であると認められるとき。 ・火山の噴火警戒レベルが「5」で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫しているとき。 ・国土交通省宮崎河川国道事務所又は都城土木事務所から、ホットラインに

区分及び警戒レベル	基準
	<p>よる助言があったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命に関わる危険が切迫して、緊急に避難を要すると認められるとき。
<p>緊急安全確保 警戒レベル 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になったとき。 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合で、住民に危険が及ぶと予測される時。 ・堤防の決壊や越水が発生した場合（指定河川洪水予報で「大淀川上流部氾濫発生情報」が発表されたとき）、又は水防団からの報告等により把握できたとき。 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ・国土交通省宮崎河川国道事務所又は都城土木事務所から、ホットラインによる助言があったとき。 ・火山の噴火警戒レベルが「5」で、避難指示に関わらず滞在者がいるとき。 ・災害の発生が確認され、緊急に避難を要すると認められるとき。 ・大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難は、自宅等から避難所や安全な場所へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○安全な場所等への「立ち退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「屋内安全確保」とし、更に危険度が高まったときには、より相対的に安全である場所への移動等による「緊急安全確保」とする。 ○警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 ○避難情報が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報等が発表されている、又は発表されるおそれがあるときは、上記に係わらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○気象庁より「特別警報」が発表された場合には、速やかに避難を完了させる等、直ちに命を守る行動をとる必要がある事態である。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、避難指示を行う。

(3) 避難の目安となる情報

避難のための目安となる各種情報は次に示すとおりである。

- ① 水防警報、気象警報、土砂災害警戒情報、火山の噴火警報等の発表状況
- ② 気象情報（気象衛星画像、解析雨量・降水短時間予測、レーダー・降水ナウキャスト等）

- ③ 雨量・河川水位観測情報
- ④ 土砂災害発生予測情報

《 避難の目安となる河川の水位 》

河川名	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	所在地
避難の目安		—	高齢者等 避難	高齢者等 避難	避難指示	
大淀川	岳下	3.20m	3.70m	4.10m	4.80m	都島町
	乙房	4.50m	5.00m	—	—	乙房町
	樋渡	5.40m	6.00m	8.30m	9.20m	高崎町縄瀬
萩原川	栄源寺橋	0.20m	1.70m	1.70m	2.50m	下長飯町
沖水川	沖水橋	2.50m	3.20m	4.10m	4.40m	吉尾町
丸谷川	向洲橋	2.20m	3.30m	3.30m	3.60m	山田町中霧島
東岳川	大井手橋	2.00m	2.30m	2.30m	2.50m	高城町大井手
高崎川	高崎橋	0.10m	0.90m	0.90m	1.20m	高崎町大牟田

7 浸水想定区域における避難に関する措置

- ① 氾濫が想定されている河川については、氾濫注意報又は警報等に基づき、関係機関と緊密な連携を図りながら、時機を失することなく避難情報の発令を行う。
- ② 区域内にある要配慮者利用施設については、高齢者等避難のほか、氾濫警報等についても、所定の連絡手段に従って確実に伝達し、円滑な避難を促すよう努める。
- ③ 堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある建物に居住している場合で、避難が困難となった場合は、早い段階で高い階層への避難を促す。

8 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずることができる。

(基本法第63条第1項)

警戒区域の設定は、現場において実際に明示によって行う行為であり、口頭によるものではない。

(2) 市長以外の者による警戒区域の設定

基本法第63条第1項以外の規定または法令によって、市長以外の者が行う警戒区域の設定については、次のとおりである。

《 市長以外の者による警戒区域の設定 》

実施権者	要件	制限の対象	準拠法
知事	災害の発生により、市長が実施できなくなったとき	災害応急対策に従事する以外の者	基本法 第73条第1項
警察官 海上保安官	市長若しくは市長の委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき		基本法 第63条第2項
災害派遣による自衛官	市長、警察官、海上保安官が現場にいないとき		基本法 第63条第3項
水防団長 水防団員 消防機関に属する員	水防上、緊急の必要がある場合	水防関係者以外の者	水防法 第21条第1項
警察官			水防法 第21条第2項
消防吏員 消防団員	災害時において、水防上、緊急の必要がある場合	消防法施行規則第48条に定める者以外の者	消防法第36条第8項において準用する同法第28条第1項
警察官			消防法 第28条第2項

(3) 設定後における措置

市長は、ロープ等によって、現場にこれを明示しなければならない。

また、市長、警察官は協力して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

9 避難情報の伝達

市長（本部班）は、次に示す内容を明らかにして、避難情報の発令を行う。

(1) 伝達の内容

- ① 発令者
- ② 警戒レベル（警戒レベルは風水害または土砂災害時のみ）
- ③ 避難情報の別
- ④ 避難対象地区
- ⑤ 避難情報発令の理由（差し迫っている具体的な危険予想）
- ⑥ 住民のとるべき行動
- ⑦ 開設している避難所
- ⑧ その他、必要と思われる注意事項
 - ア 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）を講ずること
 - イ 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずること

- ウ 携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意すること
- エ 必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯すること

(2) 伝達の方法

住民への避難情報の伝達は、【同章 第5節 第2項「広報要領」】に基づき行う。

なお、市長（本部班）は、自ら避難情報の発令を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告するとともに、関係機関に対しても連絡を行う。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 住民への周知徹底

市長（本部班）は、避難情報の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- ① テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・ファクシミリ・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織・自治公民館、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に周知徹底する。
- ② 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難情報の発令に関する情報をトップページに掲載する等、情報提供の協力を求めることができる。

10 広域的避難の支援

大規模災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下「母子避難」という。）が多くなることが予想される。

このため、本部班は、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

第2項 避難誘導

1 避難誘導の実施

(1) 実施者

避難誘導は、地域の実情に精通している消防団員や自主防災組織、警察官、消防職員等が連携して行う。

なお、避難の順位は次のとおりとする。

- ① 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、障がい者等の要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

(2) 避難誘導の要領

避難誘導は、災害の規模・状況に応じて、次の要領により安全かつ迅速に行う。

- ① 災害時の避難は、徒歩を原則とする。
- ② 避難行動要支援者で移動が難しい場合、地域の事情から避難先が遠いなどの場合は、車両による避難を行う。
- ③ 道路の寸断等により孤立した集落の避難においては、ヘリコプターの利用も考慮する。
- ④ 避難路の安全性については、できる限り事前に情報を入手して確認し、危険箇所等については、避難者に周知する。
- ⑤ 集団避難を行う場合、誘導をする者は、人員の点検を適宜行い、避難中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難情報の発令や警戒区域の設定を行った場合は、対象区域内の住民が避難を完了しているか、残留している人がいないかを確認する。

確認の方法は、消防団員等が対象地域内の各戸に声を掛けながら巡回する。

2 避難状況の報告

「本部班」は、「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」からの情報を基に避難状況を把握し、県へ報告する。

① 避難の経過に関する報告

(危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。)

- ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)
- イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ウ 市等に対する要請事項

② 避難の完了に関する報告(避難完了後、速やかに行う。)

- ア 避難所名

- イ 避難者数・避難世帯数
- ウ 必要な救助・保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

第3項 避難所の開設

市長（本部班）は、災害の種類に関わらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整える。避難所収容の対象者は、以下に示すとおりである。

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ア 避難情報により避難の対象となった者
 - イ 避難の対象となっていないが、緊急に避難する必要がある者

1 避難所の開設

（1）実施者

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、開設した避難所との連絡、避難所の状況把握及び要員の補充・応援等のとりまとめを行う。

（2）開設の基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の避難に先行して避難所を開設する。
- ② 避難情報を発令する場合、該当地域の避難所を開設する。
- ③ 台風等市内全域で警戒が必要な場合、一次避難所を開設する。
- ④ 災害の発生場所、避難の状況、施設の被害状況等を総合的に判断して、必要に応じて二次避難所を開設する。
- ⑤ 救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。
ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を必要とするため、県と協議する。
- ⑥ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（3）臨時の避難施設

指定されている避難所だけの収容能力で不足する場合、又は避難所となっている建物自体が被災し使用できない場合等は、被災地以外の地域にあるものを含め、安全な

他の施設を臨時の避難施設として利用する等、多様な避難場所の確保に努める。
また、県を介して自衛隊に応援を要請し、屋外へのテント設置も検討する。
避難所を変更した場合は、速やかに広報を行い、住民への周知を図る。

(4) 開設前の準備

避難所の開設に当たっては、施設管理者と協力して、建物の安全確認を行う。
その結果、危険と判断された場合は、立ち入り禁止の措置を講じる。
また、避難所周辺の安全性についても確認する。

(5) 避難所開設の広報

「秘書広報班」は、避難所を開設した場合、速やかにその内容を広報する。

【同章 第5節 第2項「広報要領」参照】

(6) 県への報告及び要請

「本部班」は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。
報告事項は、以下のとおりである。

- ① 避難所の開設の日時及び場所
- ② 開設数及び収容人員
- ③ 開設見込み期間

また、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合等、避難所の開設
営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町等との調整や資材等の調達に関す
る支援を県に要請する。

(7) 避難所への市職員等の配置

市が指定した避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員等を配置
する。

また、必要に応じて、外国人避難者を支援する通訳者（通訳ボランティア等）の派
遣を行う。

(8) 避難所における救護等

避難所に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織、自治公民館等の協力を得
て、次の事項を実施する。

- ① 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- ② 避難した者の掌握
- ③ 必要な応急の救護
- ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収
容

2 避難者の受け入れ

(1) 避難者名簿の作成

各避難所の要員は、避難者の受け入れに際して、世帯毎に「避難者カード」への記入、もしくは「避難所管理システム」での受付を行い、入力された情報を基に「収容避難者名簿」を作成する。

(2) 避難者の被災状況の把握

避難者カード及び避難所管理システム、収容避難者名簿の内容は次の事項とする。

- ① 世帯主の氏名、住所、年齢、性別、電話番号
- ② 世帯員（家族）の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③ 世帯に含む要配慮者の人数、状況（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- ④ 親族の連絡先
- ⑤ 住家被害の状況
- ⑥ 離散家族の有無
- ⑦ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑧ 外部からの問い合わせに対する情報公開についての可否
- ⑨ アレルギーや持病等

(3) 記入依頼の方法

避難者カードへの記入又は避難所管理システムでの受付は、次に示す方法で依頼する。受付を依頼するときは、その内容が安否確認や避難所での生活支援、生活再建のための基礎資料となる重要なものであることへの理解を求める。

- ① 避難所に「受付窓口」を設置し、備え置いたカードに記入してもらう。
- ② 避難者の受け入れ時に、避難者カードを配布し、記入のうえ受付窓口に提出してもらう。
- ③ 避難所管理システムを利用し、聞き取りや、マイナンバーカード等の身分証、事前登録した二次元コードを読み込み受付。

(4) 避難状況の集計

- ① 各避難所要員は、避難者カードを基に作成された収容避難者名簿の内容を「避難収容班」に報告する。
- ② 「避難収容班」は、各避難所から報告された内容を集計して、「本部班」に伝達する。
- ③ 「避難収容班」は、その情報を分析し、応急対策に必要な情報を整理して「本部班」に報告するとともに、必要に応じて本部会議で協議するなどして、各対策班に伝達する。
- ④ 「本部班」は、避難状況について、県へ報告する。

3 生活環境の整備等

関係各班は、避難者の身体的及び精神的負担を軽減するため、次に示す事項等に留意して生活環境の整備に努める。

- ① 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にテレビ、ラジオ、ファクシミリ等の情報機器を設置する。
- ② その他、避難者のプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、環境の改善を検討する。
- ③ 安心・安全な避難所での生活の確保を図るため、警察及び消防団と連携しながら被災地域の巡回パトロール等を実施する。

なお、避難所の治安または防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も検討する。

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、以下についても留意する。

- ④ 西日本電信電話株式会社に対して、被災地特設公衆電話の設置を要請する。
- ⑤ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮した生活環境が整備されるよう、女性専用のスペースの設置や安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
 - ア 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性用スペースや女性トイレに常備しておく等配布方法を工夫
 - ウ 仮設トイレを設置する場合は、男女に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多くする
 - エ 女性や子どもに対する性暴力・DV等を予防するため、DVについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う
 - オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める
 - カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット

- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

- ⑦ 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。
- ⑧ 必要に応じて、宗教や信条に配慮したスペースの提供に努める

4 避難所での応急救護

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、開設した避難所において避難者の容体に異常が生じた場合、「避難所要員」からの連絡に即応できるよう待機するとともに、医療機関との連絡体制を整える。

5 避難所の運営

避難所の開設期間が長期化する場合には、避難者による自主運営体制を確立し避難所の運営を図る。

なお、詳細は「都城市避難所開設・運営マニュアル」を参照。

(1) 自主運営体制の確立

避難所の運営は、避難者を中心として、施設管理者やボランティア等とも連携した避難所運営組織によるものとする。

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、早い時期から避難者が相互に助け合う自主運営体制が確立できるよう、その立ち上げを支援する。その際は、避難所運営委員会、避難所担当職員及びボランティア等との役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮するものとする。

(2) 運営の内容

① ルールの設定

避難所を運営する上で定めるべき事項（ルール）は、できる限り、避難者による話し合いで決めるようにする。

避難者による自主的な生活ルールが、女性、子ども、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたものとなるよう努める。特に、女性向け物資の配布は女性が担当する等の配慮を行う。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないように、

班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

《 避難所生活でルールとして定める事項の例 》

時間・当番等に関すること	スペースの確保に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の時間 ・ 起床及び消灯の時間 ・ 食事の当番 ・ 掃除の当番 ・ 食料、飲料水、物資等の配分方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室 ・ 授乳室 ・ ペット置き場 ・ 喫煙スペース ・ 援助物資搬入のための駐車スペース

② 避難所要員の任務

避難所に配送される膨大な量の食料や物資の受け入れ、保管、配分等については、避難者のみの対応では困難であると予測できることから、避難所要員、避難所運営組織、災害ボランティアが連携して行う。

避難所要員は、避難所の状況や避難者の健康状態等に気を配り、トラブルの発生や傷病人が発生した場合等、随時、「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」を通じて「本部班」に報告する。

(3) 避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況を登録する窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、県への報告は、「本部班」による。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- キ 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- ク その他、必要とする項目

② 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう、当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

③ 県への報告

「本部班」は、災害救助法が適用となった場合は、「避難収容班」からの情報に基づき、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、自治公民館長や民生・児童委員、NPOやボランティアと連携して、各避難所において登録を行うよう広報し、状況を把握する。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

7 避難生活環境の確保

(1) 衛生環境の維持

市は、要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資、及び清潔保持に必要な石けん・うがい薬等の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行う。

また、必要に応じて、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うが、提供が困難な場合は、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等への協力の依頼を要請する。

また、「環境政策班」は、愛護動物については、避難所周辺のスペース等を利用して飼育場所を設置し、衛生環境の保全に努めるとともに、県、獣医師会及び動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

「保健・救護班」は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等、具体的な衛生教育を行う。

(3) 被災者の健康状態の把握

「保健・救護班」は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

巡回相談で把握した問題等については、健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

また、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

なお、個別的に継続援助が必要な者については、健康管理票及びリストを作成するとともに、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・医療機関等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行うよう努める。

(4) 被災者の精神状態の把握

「福祉子ども・救護班」及び「保健・救護班」は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら、幼児や児童の保育を行うよう努める。

(5) 被災者のニーズの把握

「避難収容班」及び「福祉子ども・救護班」及び「保健・救護班」は、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者のニーズを集約する。

なお、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

8 避難所の縮小・統廃合

市長（本部班）は、ライフラインの復旧や仮設住宅の建設により、避難者の数が減少してきたときは、避難所生活を続けざるを得ない者に配慮しながら、できる限り早めに避難所の縮小又は統廃合を行う。

第4項 避難行動要支援者を考慮した避難対策

関係各班は、要配慮者については、避難支援プランに基づき、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治公民館、消防団、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関等と連携して、全般的な避難支援を行う。

1 情報伝達における留意事項

(1) 早期の伝達

避難に関する情報は、本人への伝達だけでなく、家族や支援者にも迅速に伝達する必要がある。

(2) 要配慮者利用施設への連絡

【第2章 第12節 第5項「円滑かつ迅速な避難の確保」】に準じて迅速に行う。

2 避難支援における留意事項

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、自治公民館、消防団等の協力を受け、速やかに避難誘導等を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

(1) 視覚障がい者への支援

避難をする際は、必ず支援者が付き添い避難を誘導する。

(2) 寝たきり高齢者、肢体不自由者、難病患者への支援

避難においては、車いすやストレッチャー、又は毛布等で作った応急担架等の移動用具が必要な場合があり、基本的に車両による移送を行う。

(3) 認知症高齢者、知的・精神障がい者への対応

避難をする際は、必ず障がいの特性を理解する者が付き添い、決してひとりにさせないように配慮し、努めて冷静に接して安心させる必要がある。

3 避難所の運営における留意事項

(1) 救援物資の供給に関する配慮

食料や救援物資等の配布について、要配慮者に対しても平等に配分がなされるよう配慮する。

(2) 情報提供での配慮

要配慮者に対する情報提供については、聴覚障がい者に配慮し、文字による掲示も同時に行うほか、手話通訳者等の配置も検討する。外国人に対しても、外国語による表示や通訳者（通訳ボランティア等）の配置に配慮する。

(3) 食事への配慮

要配慮者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ① 乳幼児には、粉ミルクや離乳食の提供
- ② 高齢者等には、やわらかい食事
- ③ 内部障がい者には、病態に応じた食事
- ④ アレルギー患者には、アルファ化米（無調味料）が比較的適合しやすい

(4) 専用相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(5) その他生活支援

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- ③ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- ④ 必要に応じて、福祉避難所への移行を図る。
- ⑤ 福祉避難所においては、次の事項にも留意する。
 - ア 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
 - イ 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
 - ウ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

4 医療サービス等の実施

「保健・救護班」は、各避難所について、医師による巡回診療、及び保健師や栄養士等の巡回による健康相談を要配慮者に対して重点的に実施し、疾病の予防に努める。

内部障がい者については、日常的に医療を受ける必要があるため、市は、医療機関と連携し、医療施設及び医療用品の確保に努める。

また、専門医療が必要となる人工透析患者等への対応については、都城市北諸県郡医師会が県の災害医療コーディネーターと連携し、病院や各専門医会等関係機関と協力して行う。

【同章 第11節 第2項「7 個別疾病対策」を参照】

5 医療機関等との連携

「保健・救護班」は、災害時においても、迅速かつ継続的に医療や相談に応じる支援体制を確保するため、医療機関や保健所、事業所等との連絡を密にして、必要に応じて、医薬品や人的支援の速やかな供給を行う。

特に難病患者については、医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、常時使用する医療機器や機器に必要な電気、酸素ポンプの確保に努めるほか、医療機関との連絡方法や病院への搬送手段について確認しておく。

6 安否確認

「福祉子ども・救護班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を利用し、地域の実情に詳しい自主防災組織、自治公民館、消防団等の協力を得て、速やかに安否確認を行う。

7 外国人に対する安全確保対策

「外国人救護班」及び「福祉子ども・救護班」は、外国人避難者を支援するため、次の安全確保対策を行う。

(1) 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線等を活用し、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

8 要配慮者のニーズの把握

「福祉子ども・救護班」及び「保健・救護班」は、要配慮者のうち、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）、障がい者等のケアニーズの把握については、県、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等による地域ケアシステムチームの巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

第10節 救助・救急活動及び消火活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 救助・救急活動	消防署班、消防団、本部班、保健・救護班					
第2項 消火活動	消防本部班、消防署班、消防団					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

第1項 救助・救急活動

災害現場の様々な場面で必要となる救助・救急活動は、生き埋めや下敷き等の状態から救出した人の生存率が発災後 72 時間を超えると激減することを念頭に置き、万全を期して、他に優先して実施する。

1 実施者

「各消防署班」及び「消防団」は、警察等と協力して、被災現場での救助・救急活動を行う。

(1) 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防局長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 対象者

救助の対象者は、次に示す者であって、災害のために明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければ生命身体の保護ができない状態にある者、又は生死が判明しない状態にある者である。

この場合、災害が直接的な原因となっていることは要せず、また、その原因が不可

抗力か本人の過失か等も問わない。

- ① 火災の際に火中に取り残されたと認められる場合
- ② 建物倒壊により下敷きになったと認められる場合
- ③ 水害の際に流失、孤立した地点に取り残されたと認められる場合
- ④ 土砂災害により、生き埋めになったと認められる場合

3 救助の期間

救助法に基づき実施できる期間は、災害発生の日から3日以内であるが、状況により活動を継続する。

この場合、救助法上の取扱いとしては、3日を経過した時点で、明らかに生存しているにも関わらず救出できない場合、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

また、3日を経過した時点で、生死不明となっているときは、事務上、死体の捜索に切り替えて実施する。

4 救助・救急の方法

- ① 生命の保全を第一として、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に救助できる方法によって実施する。
- ② 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ③ 「医療救護班」との連携を保ち、救助後の救急処置及び迅速な医療機関への搬送ができる体制を整える。

【同章 第11節「医療救護活動」参照】

5 協力要請

市長（本部班）は、救出活動に多くの要員が必要な場合は、近隣市町や都道府県、警察、消防等の広域応援、自衛隊の災害派遣等の応援要請を行う。

応援要請については、【同章 第6節「広域的な応援体制」、第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】に準じて行う。

6 現場活動の後方支援

「本部班」及び「保健・救護班」は、現場における各機関の救出活動が円滑に行われるよう、連携と調整を図るために次のことを手配する。

(1) 情報の共有

要救助箇所や要救助者の情報等について、救出活動に当たる関係機関と共有するた

めの会議を設置する。

(2) 資機材の調達・確保

救出活動が同時に多数の場所で展開されたことにより、あらかじめ用意された救出用資機材が不足する場合に備え、建設業協会等との協定により、次の資機材を調達、確保する。

- ① 人力による救出に必要なスコップ、バール、チェーンソー、ハンマー等
- ② バックホー等の大型建設機械、及び夜間作業用の照明器具等

(3) 行方不明者等の特定

孤立した住民や行方不明になった者を把握するため、住民基本台帳等を利用して対象者の特定を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では、必要に応じて、応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

なお、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

7 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織、事業所等の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- ① 自治公民館や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- ④ 自主救助活動が困難な場合は、消防、警察に連絡し早期救助を図る。
- ⑤ 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

第2項 消火活動

1 消防活動の体制

(1) 情報収集・伝達体制

- ① 119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- ② 災害発生後の消防署（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達に努める。
- ③ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- ④ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。
- ⑤ 消防局長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

(2) 消防団員、職員の召集

- ① 火災その他の災害に際し、必要に応じて別に定める「消防計画」に基づき行う。
- ② 消防団員にあっては、消防団長を通じて行う。

(3) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防ぎよ計画に基づき鎮圧に当たる。

① 災害対応の優先

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。

② 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

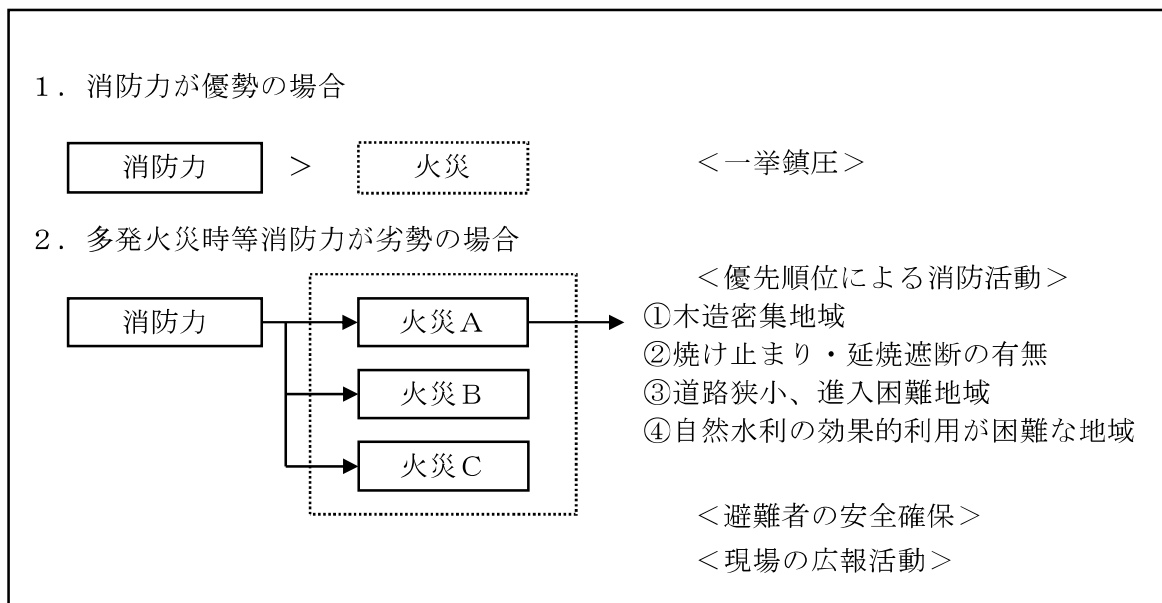
③ 避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。

④ 重点防ぎよ地域の優先

危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎよすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

《 同時多発火災時の消防活動 》



(4) 応援派遣要請

市自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請をする。

なお、応援隊の受け入れは受援計画に基づいて行い、受け入れた際は、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

(5) 被災地への応援隊の派遣

市長（本部班）は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣県での被害に対しては「緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画」等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行う。なお、当該命令または措置を執った場合には、直ちにその旨を警察署長に通知する。

2 住民等の役割

(1) 住民の役割

① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクは元栓をそれぞれ閉止する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水で消火活動を行う。

(2) 事業所・自主防災組織等の役割

① 各家庭・事業所等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。

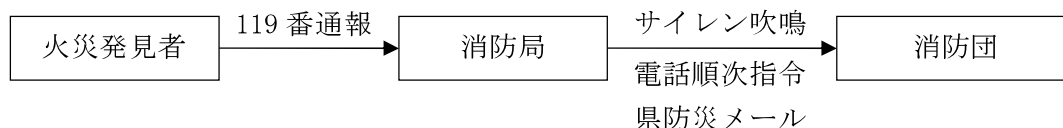
③ 消防隊が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

3 火災連絡系統図

(1) 連絡系統

火災発生時の広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

《 火災連絡系統図 》



(2) 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

4 防災対策

(1) 火災に対する警防対策

火災防ぎょ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

① 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。

現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索

を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

② 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命の危険性が極めて大きいため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

③ 火災気象通報発令等異常時の警防対策

巡回広報等を実施し、住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

④ 消防相互応援体制

消防組織法第39条に基づき、市と隣接する市町との災害時における応援体制について、消防相互応援協定を締結し、相互に協力を行う。

⑤ 警察との協力

消防組織法第42条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

5 大火災等の情報収集及び報告

(1) 県、国への即報

市長（本部班）は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からその第一報を県に報告する。

ただし、通報が殺到し、県がその処理に時間を要すると判断される場合は、直接消防庁へ報告する。

(2) 火災・災害即報要領の適用

市長（本部班）は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

6 即報基準

(1) 火災等即報

① 一般基準

火災等即報については、原則として次に示す人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準

次の火災及び事故については①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

a 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館、国指定重要文化財または特定違反對象物の火災
- (d) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (e) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (f) 損害額1億円以上と推定される火災

b 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請したもの
- (c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車等の火災で、次に掲げるもの

- (a) 航空機火災
- (b) タンカー火災のほか社会的影響度が高い船舶火災
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

d その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ウ 危険物等に係る事故
- エ 原子力災害等
- オ その他特定の事故
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

前項の①一般基準、②個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられるなどの社会的影響度が高いと認められる場合には報告する

第11節 医療救護活動

項目	担当	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
第1項 市域における医療救護体制	都城市北諸県郡医師会					
第2項 医療救護班による活動	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第3項 助産	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第4項 輸送体制の確保	消防本部班、消防署班					

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

このため、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握する等、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の支援に万全を期する。

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

・資料 2-9 市内病院及び診療所

・資料 2-20 都城市北諸県郡医師会災害医療計画（北諸県郡医師会との協定）

・資料 2-48 災害時における医療救護活動に関する協定（都城市北諸県郡薬剤師会）

第1項 市域における医療救護体制

1 医師会による救急医療計画

都城市北諸県郡医師会（以下「医師会」という。）は、市域において、災害による救急医療を要する傷病者が突発的かつ集団的に発した場合、「都城市北諸県郡医師会災害医療計画」及び「宮崎県災害医療活動マニュアル」に基づき迅速かつ的確に救急医療体制を確立し、他の関係機関との連絡と協力を密にして救急医療を行う。

2 現地派遣医療班

発生した災害の状況、または災害対策本部からの要請があった場合、医師会長の判断により、独立行政法人国立病院機構都城医療センター、市郡医師会病院、日本赤十字現地派遣医療班と連絡し、「市郡医師会現地派遣医療班」（以下「現地派遣医療班」という。）を出動させる。

救護所の開設を要請する基準

- 1 市内で震度5強以上を観測し、多数の負傷者が見込まれる場合
- 2 ライフラインの途絶等により、現地（被災地区）医療機関の機能が低下又は停止することにより対応できない場合
- 3 災害発生後、時間経過とともに負傷者の増加が見込まれ、医療機関だけでは対応できない場合

（1）作業内容

現地派遣医療班の作業の内容は、次に示すとおりである。

- ① 救護所の開設
- ② 傷病者の診断
- ③ 応急処置
- ④ 薬剤または治療材料の支給
- ⑤ トリアージ（傷病者の振分け）
- ⑥ 後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定
- ⑦ 遺体処理
- ⑧ 検案及び死亡診断書の作成

（2）トリアージ（傷病者の振分け）

現地派遣医療班は、傷病者を緊急性、重症度に応じ、次の4区分に分類し、応急処置や搬送の優先順位を決定した上で、限られた医療スタッフ、医薬品等を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者を救命する。

《トリアージ》

順位	分類	識別色	傷病等の状態
1	最優先治療群 （重症群）	赤色 （Ⅰ）	・直ちに処置を行えば、救命が可能な者
2	非緊急治療群 （中等症群）	黄色 （Ⅱ）	・多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 ・基本的には、バイタルサインが安定している者
3	軽処置群 （軽症群）	緑色 （Ⅲ）	・上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
4	不処置群 （死亡群）	黒色 （Ⅳ）	・既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

※トリアージタグ（トリアージの際に用いる識別票）を負傷者の右手首に装着する。
※タグに記載された内容は、適切な治療を受けるための重要な情報であり、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能である。

（3）遺体の処置等

遺体の処置、検案及び死体検案書の作成は、【同章 第15節 第2項「遺体の処置」】に準じて行う。

第2項 医療救護班による活動

1 災害拠点病院による救急医療

災害拠点病院を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防機関等の関係機関は連携して、災害時における医療救護活動を行う。

（1）地域災害医療センター

県により、地域災害医療センターに指定されている災害拠点病院は、次のことを行う。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療
- ② 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣

（2）基幹災害医療センター

県地域防災計画において、地域災害医療センターの後方施設としてさらに高度な医療救護活動を行う災害拠点病院等は次のとおりである。

《 災害拠点病院 》

種 別	医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター (基幹災害拠点病院)	県内全医療圏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181 ・ 宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL：0985-85-1510
地域災害医療センター (地域災害拠点病院)	都城市北諸県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町1364-1 TEL：0986-36-8300

《 県が指定する救急医療施設 》

医療機関名	連絡先
独立行政法人国立病院機構都城医療センター (地域医療支援病院)	都城市祝吉町5033-1 TEL：23-4111 FAX：24-3864

(平成25年「宮崎県の医療薬務事情」より)

2 救助法による医療

救助法による医療は、県知事が、DMAT（災害派遣医療チーム）及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）等の医療救護班を派遣することによって行う。

3 医療救護班の派遣の要請

市長（本部班）は、速やかに災害の規模、被災状況等を把握し、救助法が適用される規模の災害で、市内の医療機関では対応できないと判断される場合、県に、次の事項を明らかにした上で、医療救護班、日本赤十字社宮崎県支部等の派遣を要請する。

- ① 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- ② 必要とする医療救護班数
- ③ 救護期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ 災害の種類・原因等その他の事項

このとき、医師会が出動させる「現地派遣医療班」は、県知事が派遣する「医療救護班」となる。

4 医療の対象者

救助法による医療の対象者は、現に医療を必要とし、災害のために医療の途を失った者であり、医療を必要に至った原因は、問われない。

よって、予防的または防疫上の措置は対象とならない。

5 医療活動の実施

(1) 医療活動

医療救護班は、重傷者を、医療機関に優先的に搬送して治療することを原則とし、次の医療活動を行う。

- ① 重症度の判定（トリアージ）
- ② 応急処置
- ③ 後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定
- ④ 搬送困難な患者に対する医療

- ⑤ 軽傷者に対する医療
- ⑥ 助産
- ⑦ 死亡の確認（検案）

(2) 医療救護に必要な資器材及び医薬品

医療救護班の携行する資器材、及び医薬品等は、原則として、各編成機関が所有するものを用いるものとする。

(3) 医療活動への協力

「保健・救護班」は、医療救護班の活動を支援するため、次に示す事項に協力する。

- ① 市域の医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況等の情報収集を行う。
- ② 医療活動が迅速かつ円滑に行われるよう、適当と思われる地点に、臨時の救護所を設置する場所を確保する。
- ③ 医療活動が始まった場合の、受付事務等を行う。
- ④ 医薬品等が不足する場合、県または医療機関、医薬品卸業者の協力を得て調達する。
- ⑤ 医療活動について、住民への周知を図る。

6 巡回による診療等

「保健・救護班」は、避難生活が長期にわたる場合、避難所における風邪の予防、その他精神衛生等を目的として、医師（精神科医またはカウンセラー）、看護師、保健師等により、次に例示する巡回診療や相談への対応を行う。

- ① 保健師による巡回健康相談、訪問指導
- ② 栄養士による巡回栄養相談
- ③ 心のケアに対する相談

7 個別疾病対策

「保健・救護班」、医師会は、県の災害医療コーディネーターと連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1) 透析患者への対応

医師会は、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、県透析医会及び

災害医療コーディネーター等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

「保健・救護班」は、医師会等と連携して、透析患者へ利用可能な医療機関等の情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

「保健・救護班」、医師会は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、災害医療コーディネーター、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について県医師会及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

「保健・救護班」は、避難行動要支援者名簿等により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医師会、災害医療コーディネーター等と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

8 医療情報の確保等

「保健・救護班」、医療機関等は、災害時の医療施設の診療状況等に関する情報について、「みやぎき医療ナビ」等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第3項 助産

1 救助法による助産

救助法による助産は、【同節 第2項「医療救護班による活動」】に準じて、県知事が派遣する医療救護班によって行う。

また、最寄りの助産師によって行うこともできる。

2 助産の範囲

救助法による助産の範囲は、次に示すものである。

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前または分娩後の処置
- ③ ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給

3 助産の対象者

災害発生の日の前後7日間以内に分娩（死産、流産を含む。）をした者で、災害のために医療の途を失った者

第4項 輸送体制の確保

1 拠点病院等への患者の輸送

- ① 被災現場や救護所から、地域災害医療センターや後方医療機関への患者の輸送は、消防局または医療機関の救急車により迅速に行う。
また、救急車が不足する等の場合は、医療機関の自家用車等を活用する。
【同章 第12節 第2項「緊急輸送対策」参照】
- ② 陸上輸送が困難な場合、または遠方の医療機関への輸送が必要な場合は、ヘリコプターによる輸送を要請する。
【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

2 医療救護スタッフの搬送

- ① 各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応する。
- ② 災害発生直後等で緊急を要する時期においては、ヘリコプターによる輸送を要請する。
【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

3 医薬品等の医療物資の輸送

- ① 医療物資の供給元が所有車両により行う。
- ② 道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターによる輸送を要請する。
【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

第12節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項目	担当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急対策車両の確保	管財調達班、各総合支所総括・総務班					
第2項 緊急輸送対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、管財調達班					
第3項 交通対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署					
第4項 鉄道輸送	本部班、九州旅客鉄道株式会社					
第5項 航空輸送	本部班、消防本部班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・資料 2-52 緊急通行車両の証明書等（様式1～4、第18）

第1項 応急対策車両の確保

1 市所有車両の確保

- ① 「管財調達班」は、必要な燃料の調達も含めて、市所有車両である公用車を配備する。
- ② 車両の配備及び燃料調達は、原則としてあらかじめ用意した計画に基づいて行う。
- ③ 緊急的に車両が必要となった対策班は、「管財調達班」に配車を要請し、「管財調達班」は、車両等の保有状況、配備状況を考慮のうえ使用車両を決定し、要請者に通知する。

2 公用車以外の車両の確保

- ① 公用車（本市所有車両）による輸送が困難な場合に備え、あらかじめ輸送業者等と応援協定を締結する等、輸送手段の確保を図る。
- ② 公用車以外の車両による輸送の要請は「管財調達班」が行う。
- ③ 「管財調達班」は、災害時の要請に対処するため、輸送の種類、規模等に応じて各種業界や輸送業者が保有する車両を把握する。

第2項 緊急輸送対策

1 輸送に当たっての配慮事項

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を図る。

なお、緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- ① 人命の救助、安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、被害状況及び復旧状況を把握しつつ、次に示す段階を目安にして優先すべき人員や物資等の対応を行う。

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ③ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ⑤ 市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- ⑦ ヘリコプター等の燃料

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

3 緊急輸送

- ① 市長（本部班）は、災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送を行う。
- ② 市長（本部班）は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対して必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制は、県に準ずる。
- ④ 「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を「本部班」に報告し、「本部班」は県に報告する。

4 交通状況の把握

災害が発生した場合、「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、直ちにパトロールを実施し市内の道路の被害状況を調査し、破損、決壊や障害物の状態を把握する。

同時に、緊急輸送道路である高速道路や国道、または主要な県道の被害状況についても各道路管理者から情報を収集し、市内全域の交通状況の把握に努める。

5 応急工事の実施

緊急に復旧する必要がある道路、または二次災害のおそれのある道路については、状況に応じた次の仮工事を実施して交通の確保に努める。

市長（本部班）は、市が保有する人員や車両のみで応急工事を実施できない場合は、応援協定に基づく応援を要請して実施する。

- ① 障害物の除去
- ② 仮道、仮橋、仮舗装等の設置
- ③ 応急排土または盛土

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	都城地区建設関連団体災害等連絡協議会	TEL 22-1991 FAX 22-1992

6 緊急輸送道路

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、パトロール途中で緊急輸送道路の被害を発見したときは、当該道路の管理者に被害の場所、状態、規模を速やかに報告する。

【第2章 第15節 第1項「緊急輸送体制の整備」参照】

7 防災道路の応急復旧

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、他の道路に優先して防災道路のパトロールを実施し、確認された障害物については直ちに障害物の除去作業を実施し、災害応急対策及び緊急輸送のための交通を確保する。

また、破損箇所については、作業の安全が確保できる範囲において速やかに応急復旧を実施する体制を整えると同時に、交通規制と的確な迂回路の設定を行い、災害応急対策及び緊急輸送のための交通を確保する。

【第2章 第15節 第1項「緊急輸送体制の整備」参照】

8 緊急通行車両の利用

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の受理

「管財調達班」は、災害応急対策や緊急輸送に従事する緊急通行車両について、次により、県公安委員会から標章及び証明書の交付を受ける。

① 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部または通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

イ 警察署等は、緊急通行車両であると確認した場合、車両の使用者に対し標章及び証明書を交付する。

② 事前届出がなされていない緊急通行車両の確認

ア 災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請する。

イ 警察署等は、審査・確認を行い、標章と証明書を交付する。

(2) 標章の掲示

交付を受けた車両は、当該車両の前面の見えやすい箇所に標章を掲示する。

9 放置車両等の対策

道路管理者は、災害時における放置車両等の取扱いについて、次の措置を講じる。

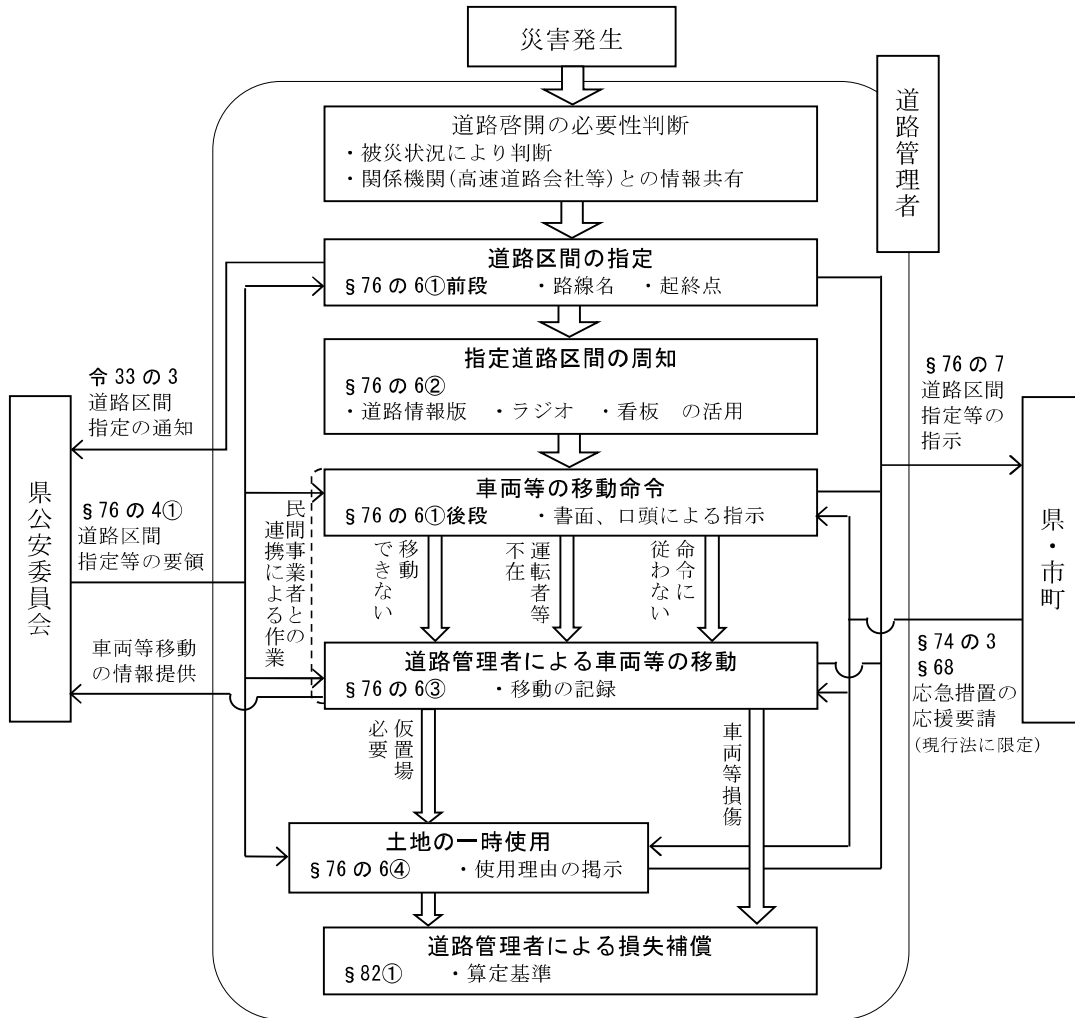
① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

② 道路管理者は、①の措置のため、やむを得ない必要がある場合には、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

③ 市長は、知事からの指示等があった場合には、速やかに①の措置を実施する。

■参考：基本法に基づく車両等の移動の流れ



※明朝体の文言は、法律・政令には位置付けられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

第3項 交通対策

1 交通規制の実施

道路管理者または県公安委員会は、災害が発生し、道路の破損、決壊により安全な通行ができない場合や、通行の混乱により災害応急対策や緊急輸送に支障があると判断される場合等においては、関係法令に基づき通行禁止または制限等の通行規制を実施することができる。

《 交通規制の種類 》

実施者		要件	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路の破損、決壊その他の事由により通行の危険を防止するために必要がある場合 道路施設の工事のため、やむを得ないと認められる場合 	道路法 第46条
	公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 	基本法 第76条
	公安委員会 警察署長 (期間の短いもの)	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合 	道路交通法 第4条 第5条
	警察官	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 	道路交通法 第6条

2 交通規制の方法

- ① 道路管理者または警察が交通規制を実施するときは、道路標識や案内標識の設置を的確に行い、迂回路を明示して円滑な一般交通の誘導を図る。
同時に、パイロン等の資機材を十分に活用して事故の防止に努める。
- ② 通行規制の実施については、災害応急対策を実施する関係機関にその旨を速やかに通知するとともに、道路交通情報センターや報道機関に対しても通知を行い、住民及び一般の通行者への周知を図る。
- ③ 交通規制は、災害用交通規制標示を掲出して行い、緊急通行車両確認標章を掲示している車両以外は全面通行禁止とする。
ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。
- ④ 公安委員会は、交通規制を実施する場合で、当該路線で既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急輸送道路の規制に切り換え、規制標示の変更を行う。
- ⑤ 通行規制を実施する緊急輸送道路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置、整理誘導を行う。
- ⑥ 交通規制要員は、すべての交差点への配置が人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置する等弾力的に運用する。
また、警備業者による交通整理員（交通整理ボランティア）の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。

3 緊急交通路

(1) 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災者等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車

国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害発生時において災害対策基本法または道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

(2) 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路 25 路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

(3) 県公安委員会が指定する緊急交通路予定路線

市域に関係する県公安委員会が指定する緊急交通路予定路線は、以下のとおりである。

《緊急交通路予定路線》

路線名	起点	終点
高速道路（宮崎道）	えびの市	宮崎市
国道 10 号	延岡市大分境	都城市鹿児島境
国道 222 号	日南市	都城市
国道 223 号	西諸県郡高原町	都城市鹿児島境
国道 269 号	宮崎市北高松町	都城市平江町

第4項 鉄道輸送

1 鉄道輸送の確保

市長（本部班）は、住民の避難、大量の物資、資機材等の輸送について必要があるときは、九州旅客鉄道株式会社に対して協力を要請する。

九州旅客鉄道株式会社は、鉄道輸送についての計画を樹立し、要請があった場合、迅速かつ的確な輸送に努めるものとする。

「本部班」は、必要な用務に応じて、鉄道による緊急輸送の要請を行う。

《 鉄道輸送の要請先 》

用途	要請先	連絡窓口	電話番号等
避難者、物資の輸送	九州旅客鉄道株式会社	都城駅	TEL 23-3954 FAX 26-1409

第5項 航空輸送

1 航空輸送の確保

陸上輸送路への被害が著しく陸上交通に支障、遅滞がある場合、または山間へき地の陸上交通路が絶たれた場合等には、住民の避難、物資、資機材等の輸送等の応急対策活動は、ヘリコプターを利用した航空輸送に頼らざるを得ない事態となるため、ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等を迅速に行う必要がある。

「本部班」または「消防本部班」は、必要な用務に応じて、航空機による緊急輸送の要請を行う。

《 航空輸送の要請先 》

用務	要請先	電話番号等
救急、救助、軽量物資の輸送	県防災救急航空センター	TEL 0985-56-0586 (緊急)0985-56-0583 FAX 0985-56-0597
救助、避難者の輸送	自衛隊 (県危機管理局経由)	TEL 0985-26-7066 FAX 0985-26-7304
物資、機材の輸送		

2 ヘリポートの開設

- ① ヘリポートは、原則として、【第2章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」】で選定された場所に開設する。
- ② ヘリコプターを要請する場合は、あらかじめ使用しようとするヘリポートの状況を調査し、要請の際に使用する場所、状況を報告する。
- ③ 「本部班」は、ヘリポートには、安全確保のための要員を派遣するとともに、「消防対策部」と連携して散水車両、消防車両の派遣も行う。
- ④ 「物資補給班」は、航空輸送により物資を輸送する場合は、ヘリポート周辺に臨時の集積場所を設置するとともに要員を確保し、迅速な集配作業の実施を図る。
- ⑤ 多量の輸送物資を受け取る場合で、大型ヘリコプターに対応する離着陸場が確保できない場合は、空中投下による輸送も検討する。